

平成19年4月

平成18年中の  
薬物・銃器情勢

確定値

警察庁刑事局組織犯罪対策部  
薬物銃器対策課

# 目 次

## 第1章 薬物情勢

第1	薬物事犯別検挙人員及び種類別押収量	1
1	薬物事犯別検挙人員	1
2	薬物種類別押収量	3
3	薬物事犯別密輸入検挙件数・人員・押収量	5
第2	薬物種類別検挙状況及び特徴点	7
1	覚せい剤事犯	7
(1)	概況	7
(2)	押収	7
(3)	年齢別検挙状況	8
(4)	少年の検挙状況	9
(5)	初犯者率の推移	9
(6)	民間からの通報・相談事案等を端緒とした検挙件数	10
2	大麻事犯	12
(1)	概況	12
(2)	押収	12
(3)	年齢別検挙状況	14
(4)	少年の検挙状況	14
(5)	初犯者率の推移	15
3	MDMA等合成麻薬事犯	17
(1)	概況	17
(2)	押収	17
(3)	年齢別検挙状況	18
(4)	少年の検挙状況	18
(5)	初犯者率の推移	18
4	コカイン事犯	20
5	ヘロイン事犯	20
6	向精神薬事犯	21
7	あへん事犯	21
8	シンナー等有機溶剤事犯	22
第3	来日外国人による薬物事犯	23
1	概況	23
2	国籍等別検挙状況	23
第4	薬物犯罪組織の検挙状況	25
1	暴力団構成員等の検挙状況	25
(1)	概況	25
(2)	薬物種類別の検挙状況	25
(3)	主要三団体等に係る覚せい剤事犯の検挙状況	27
(4)	覚せい剤事犯に係る暴力団構成員等の違反態様別検挙状況	29
2	外国人密輸・密売組織の検挙状況	30
(1)	概況	30
(2)	イラン人薬物密売組織	30
(3)	その他の来日外国人薬物密輸・密売組織の検挙状況	31

3	麻薬特例法適用状況	3 3
(1)	概況	3 3
(2)	適用状況	3 3
4	インターネット利用による薬物密売事犯取締り状況	3 6
5	薬物犯罪組織の壊滅に向けた取組み状況	3 8
第5	薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故	3 9
1	薬物常用者による犯罪	3 9
2	薬物に起因する事故	4 1

## 第2章 銃器情勢

第1	銃器犯罪情勢	4 3
1	銃器発砲事件	4 3
	(1) 発生状況	4 3
	(2) 銃種別内訳	4 4
	(3) 地域別発生状況	4 4
	(4) 死傷者数	4 4
2	銃器使用事件	4 6
	(1) 銃器使用事件の認知状況	4 6
	(2) 銃器使用事件の検挙状況	4 6
3	けん銃使用事件	4 7
	(1) けん銃使用事件の認知状況	4 7
	(2) けん銃使用事件の検挙状況	4 8
第2	銃器事犯取締状況	5 0
1	けん銃等の押収状況	5 0
	(1) 製造国別押収状況	5 0
	(2) 銃種別押収状況	5 1
	(3) 暴力団構成員等から押収したけん銃の組織別内訳	5 1
	(4) 自首減免の対象となったけん銃の押収状況	5 2
	(5) けん銃実包の押収状況	5 2
	(6) 小銃等の押収状況	5 3
	(7) インターネットを利用して取引されたけん銃の押収状況	5 3
2	けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況	5 4
	(1) 検挙された暴力団構成員等の組織別内訳	5 4
	(2) 検挙された暴力団構成員等の地位別内訳	5 5
3	武器庫事件の摘発状況	5 5
4	密輸入事件の摘発状況	5 7
5	組織犯罪対策の推進に向けた取組み状況	5 8

## 第1章 薬物情勢

平成18年中における薬物情勢を概観すると

- 1 覚せい剤事犯における検挙人員は減少したが、依然として暴力団構成員等の検挙人員は過半数を占めている。
- 2 大麻事犯における検挙人員は過去最高を記録した。また、暴力団構成員等が大幅に増加し、薬物事犯への関与が認められる。
- 3 来日外国人による薬物事犯の検挙人員は増加し、特にブラジル人の検挙人員が大幅に増加した。イラン人については検挙人員は減少したものの、依然として薬物密売組織への関与がうかがえる。
- 4 覚せい剤の押収量については増加し、錠剤型覚せい剤の押収数も増加したが、乾燥大麻、大麻樹脂及びMDMA等合成麻薬の押収量については、いずれも減少した。
- 5 薬物事犯全体における密輸入事犯の検挙は増加し、特に覚せい剤事犯と麻薬及び向精神薬事犯が増加したが、大麻事犯については減少した。
- 6 麻薬特例法（業として行う不法輸入等）を適用した事件については、薬物犯罪収益等に着目した検挙事例が増加した。

などがあげられ、全体的には、暴力団及び来日外国人等の犯罪組織に対する突き上げ捜査等が徹底されるなど、犯罪組織の壊滅と実態把握に向けた組織犯罪対策の浸透が認められる。

### 第1 薬物事犯別検挙人員及び種類別押収量

#### 1 薬物事犯別検挙人員

薬物事犯の検挙人員は、薬物事犯全体では14,440人（前年比 - 1,363人、 - 8.6%）と減少した。内訳については、覚せい剤事犯が11,606人（ - 1,740人、 - 13.0%）、MDMA等合成麻薬事犯が370人（ - 33人、 - 8.2%）と減少した一方、大麻事犯が2,288人（ + 347人、 + 17.9%）、コカイン事犯が72人（ + 36人、 + 100.0%）、ヘロイン事犯が22人（ + 1人、 + 4.8%）、あへん事犯が27人（ + 15人、 + 125.0%）と増加した。

薬物事犯以外の犯罪も犯したため、薬物事犯の検挙人員に計上されていない人員を併せた全薬物事犯の検挙人員は16,402人（ - 1,556人、 - 8.7%）、覚せい剤事犯の検挙人員は13,342人（ - 1,971人、 - 12.9%）であった。

【表1 - 1】

表1-1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員

区分	年別	平14	平15	平16		平17		平18				
					合計		合計		合計			
覚せい剤事犯	検挙件数	23,225	20,129	17,699	-	-	19,999	-	-	17,226	-	-
	検挙人員	16,771	14,624	12,220	(1,445)	13,665	13,346	(1,967)	15,313	11,606	(1,736)	13,342
	うち暴力団構成員等	6,738	6,050	5,430	(751)	6,181	6,853	(1,193)	8,046	6,076	(1,096)	7,172
	同比率 (%)	40.2	41.4	44.4	52.0	45.2	51.3	60.7	52.5	52.4	63.1	53.8
	うち来日外国人	553	534	374	(40)	414	412	(88)	500	427	(67)	494
同比率 (%)	3.3	3.7	3.1	2.8	3.0	3.1	4.5	3.3	3.7	3.9	3.7	
大麻事犯	検挙件数	2,545	2,772	3,018	-	-	2,831	-	-	3,252	-	-
	検挙人員	1,748	2,032	2,209	(127)	2,336	1,941	(141)	2,082	2,288	(167)	2,455
	うち暴力団構成員等	381	515	530	(43)	573	602	(41)	643	736	(63)	799
	同比率 (%)	21.8	25.3	24.0	33.9	24.5	31.0	29.1	30.9	32.2	37.7	32.5
	うち来日外国人	188	185	161	(10)	171	145	(8)	153	135	(12)	147
同比率 (%)	10.8	9.1	7.3	7.9	7.3	7.5	5.7	7.3	5.9	7.2	6.0	
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数	627	952	1,156	-	-	1,154	-	-	1,133	-	-
	うちMDMA等合成麻薬	291	508	833	-	-	881	-	-	817	-	-
	うちコカイン	145	159	161	-	-	143	-	-	174	-	-
	うちヘロイン	64	113	41	-	-	31	-	-	42	-	-
	検挙人員	261	465	560	(44)	604	504	(57)	561	519	(58)	577
	うち暴力団構成員等	45	85	171	(21)	192	174	(13)	187	142	(14)	156
	同比率 (%)	17.2	18.3	30.5	47.7	31.8	34.5	22.8	33.3	27.4	24.1	27.0
	うち来日外国人	73	131	81	(6)	87	47	(15)	62	93	(12)	105
	同比率 (%)	28.0	28.2	14.5	13.6	14.4	9.3	26.3	11.1	17.9	20.7	18.2
	うちMDMA等合成麻薬	117	256	417	(23)	440	403	(43)	446	370	(34)	404
	うち暴力団構成員等	26	53	138	(12)	150	148	(11)	159	113	(10)	123
	同比率 (%)	22.2	20.7	33.1	52.2	34.1	36.7	25.6	35.7	30.5	29.4	30.4
	うち来日外国人	21	58	48	(2)	50	20	(10)	30	42	(5)	47
	同比率 (%)	17.9	22.7	11.5	8.7	11.4	5.0	23.3	6.7	11.4	14.7	11.6
	うちコカイン	40	58	76	(10)	86	36	(8)	44	72	(4)	76
	うち暴力団構成員等	7	13	17	(8)	25	11	(2)	13	22	(1)	23
	同比率 (%)	17.5	22.4	22.4	80.0	29.1	30.6	25.0	29.5	30.6	25.0	30.3
	うち来日外国人	23	15	24	(1)	25	11	(3)	14	34	(1)	35
	同比率 (%)	57.5	25.9	31.6	10.0	29.1	30.6	37.5	31.8	47.2	25.0	46.1
	うちヘロイン	40	72	13	(4)	17	21	(3)	24	22	(9)	31
うち暴力団構成員等	3	4	2	(0)	2	5	(0)	5	1	(0)	1	
同比率 (%)	7.5	5.6	15.4	0.0	11.8	23.8	0.0	20.8	4.5	0.0	3.2	
うち来日外国人	20	54	7	(3)	10	13	(2)	15	16	(6)	22	
同比率 (%)	50.0	75.0	53.8	75.0	58.8	61.9	66.7	62.5	72.7	66.7	71.0	
あへん事犯	検挙件数	80	84	80	-	-	31	-	-	50	-	-
	検挙人員	43	50	59	(1)	60	12	(0)	12	27	(1)	28
	うち暴力団構成員等	8	0	0	(0)	0	0	(0)	0	0	(0)	0
	同比率 (%)	18.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち来日外国人	27	8	8	(1)	9	4	(0)	4	7	(1)	8
同比率 (%)	62.8	16.0	13.6	100.0	15.0	33.3	0.0	33.3	25.9	100.0	28.6	
合計	検挙件数	26,477	23,937	21,953	-	-	24,015	-	-	21,661	-	-
	検挙人員	18,823	17,171	15,048	(1,617)	16,665	15,803	(2,165)	17,968	14,440	(1,962)	16,402
	うち暴力団構成員等	7,172	6,650	6,131	(815)	6,946	7,629	(1,247)	8,876	6,954	(1,173)	8,127
	同比率 (%)	38.1	38.7	40.7	50.4	41.7	48.3	57.6	49.4	48.2	59.8	49.5
	うち来日外国人	841	858	624	(57)	681	608	(111)	719	662	(92)	754
同比率 (%)	4.5	5.0	4.1	3.5	4.1	3.8	5.1	4.0	4.6	4.7	4.6	

注1： 検挙人員には、各薬物に係る国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反の検挙人員を含む。

注2： MDMAについては、平成16年から統計項目に盛り込まれたものである。

注3： 平成16年、平成17年及び平成18年における（ ）内の数字は外数で、他の犯罪を犯していることから薬物事犯の検挙人員に計上されていない人員である。

注4： 「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員をいう。

## 2 薬物種類別押収量

薬物種類別の押収量は、覚せい剤粉末が126.8kg（前年比+7.9kg、+6.6%）、錠剤型覚せい剤が56,886錠（+30,484錠、+115.5%）、コカインが9.8kg（+6.9kg、+237.9%）、ヘロインが2.3kg（+2.2kg、+2,200.0%）、あへんが17.2kg（+16.2kg、+1,620.0%）とそれぞれ増加した一方、乾燥大麻は225.8kg（-417.3kg、-64.9%）、大麻樹脂は96.7kg（-133.8kg、-58.0%）、MDMA等合成麻薬は186,226錠（-385,296錠、-67.4%）とそれぞれ減少した。

【表1-2】

表1-2 薬物種類別押収量 (kg)

	平14	平15	平16	平17	平18
覚せい剤	439.7	486.8	406.1	123.3	136.4
うち粉末	437.0	486.8	406.1	118.9	126.8
うち錠剤	(kg) 2.7	(11.8g)	(61.5g)	4.4	9.6
	(錠) 16,031	70	366	26,402	56,886
乾燥大麻	224.3	537.2	606.6	643.1	225.8
大麻樹脂	244.1	267.0	294.5	230.5	96.7
合成麻薬	174,259	393,088	469,126	571,522	186,226
うちMDMA	-	-	414,770	510,179	185,773
うち覚せい剤とMDMA等の混合錠剤	19,243	26	50,884	61,265	423
コカイン	16.7	2.3	85.4	2.9	9.8
ヘロイン	19.1	5.1	(32.6g)	0.1	2.3
あへん	5.7	5.2	1.7	1.0	17.2

注1： 合成麻薬の単位は(錠)である。

注2： MDMAについては平成16年から統計項目に盛り込まれたものである。

注3： 合成麻薬の押収量は覚せい剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

注4： 錠剤型覚せい剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

表 1- 3 平成 18 年の主要な覚せい剤大量押収事件 (1kg 以上)

押収月日	押収量 (kg)	検挙都道府県	内 容
5月6日	3.9	福岡	手提げバッグ内の中国製茶袋内に隠匿
6月8日	3.9	千葉	スーツケース内に隠匿
7月13日	2.0	千葉	スーツケース内に隠匿
7月22日	1.5	大阪	キャリーバッグ内に隠匿
8月9日	4.0	千葉	スーツケース内に隠匿
8月16日	13.8	千葉	身体にテープで巻き付けて隠匿
9月13日	2.2	千葉	履いていた靴底内に隠匿
9月29日	6.0	兵庫	船舶の食堂冷蔵庫裏に隠匿
10月13日	1.1	千葉	茶の缶に隠匿
10月24日	2.3	千葉	スーツケース内に隠匿
10月29日	3.0	千葉	スーツケース内に隠匿
11月5日	3.6	警視庁	浄水用フィルターに隠匿
11月6日	2.0	大阪	キャリーバッグ内に隠匿
11月9日	1.6	警視庁	身体にテープで巻き付けて隠匿
11月11日	3.0	千葉	スーツケース内に隠匿
11月17日	1.5	千葉	携帯品に隠匿
11月18日	1.9	千葉	身体にテープで巻き付けて隠匿
11月23日	2.0	千葉	スーツケース内に隠匿
12月1日	2.0	千葉	身体にテープで巻き付けて隠匿
12月1日	13.8	神奈川	塩蔵ワラビのボトル内に隠匿
12月4日	4.2	大阪	身体にテープで巻き付けて隠匿
12月9日	2.9	福岡	タオルに染み込ませて隠匿
12月16日	1.4	千葉	身体にテープで巻き付けて隠匿
12月16日	1.5	千葉	身体にテープで巻き付けて隠匿
12月19日	2.1	千葉	携帯品に隠匿
12月23日	14.9	大阪	スーツケース内に隠匿

表 1- 4 平成 18 年の主要な乾燥大麻大量押収事件 (1kg 以上)

押収月日	押収量(kg)	検挙都道府県	内 容
1月13日	1.4	愛知	ビニール袋に小分けし保管、隠匿
1月16日	3.7	千葉	スーツケース内に隠匿
2月19日	4.9	千葉	スーツケース内に隠匿
2月28日	2.2	千葉	木製壁飾り内に隠匿
4月23日	3.1	千葉	スーツケース内に隠匿
4月25日	8.6	大阪	ポストンバッグ内に隠匿
5月7日	2.7	千葉	洗剤の箱内に隠匿
5月9日	12.2	千葉	スーツケース内に隠匿
5月30日	4.5	大阪	薬物倉庫として使用していたマンションの 1 室に隠匿
6月11日	1.2	大阪	身体にテープで巻き付けて隠匿
6月21日	6.0	千葉	スーツケース内に隠匿
6月30日	5.0	大阪	スーツケース内に隠匿
7月21日	5.9	千葉	スーツケース内に隠匿
7月23日	9.6	千葉	スーツケース内に隠匿
7月24日	4.5	千葉	スーツケース内に隠匿
7月24日	12.1	千葉	スーツケース内に隠匿
10月19日	6.2	茨城	自宅冷蔵庫内に隠匿
11月5日	4.0	大阪	スーツケース内に隠匿
11月9日	1.8	熊本	知人の所有する畑で栽培したものを採取
11月29日	1.3	警視庁	自宅内に隠匿
12月4日	6.9	茨城	自宅冷蔵庫内に隠匿

表 1 - 5 平成18年の主要な大麻樹脂大量押収事件 (1kg以上)

押収月日	押収量(kg)	検挙都道府県	内 容
2月26日	6.6	千葉	スーツケース内に隠匿
3月3日	9.9	福岡	キャリーバッグ内の茶箱に隠匿
4月15日	2.2	千葉	スーツケース内に隠匿
6月21日	3.0	千葉	スーツケース内に隠匿
7月24日	7.0	沖縄	停泊中の旅客船内に隠匿
7月26日	4.8	大阪	リュックサック背中部分に隠匿
8月3日	5.4	千葉	大型トランク内に隠匿
8月3日	1.4	大阪	靴底内及びコンドームに包み飲み込んで隠匿
8月29日	3.8	千葉	スーツケース内に隠匿
9月22日	5.6	千葉	スーツケース内に隠匿
10月26日	3.0	警視庁	郵便物内に衣料品とともに収納して隠匿

表 1 - 6 平成18年の主要なMDMA等合成麻薬大量押収事件 (1,000錠以上)

押収月日	押収量(錠)	検挙都道府県	内 容
4月24日	2,003	群馬	元漬け物工場内に隠匿
6月10日	29,963	千葉	スーツケース内に隠匿
8月9日	1,030	兵庫	自宅や宅配会社に隠匿
9月3日	8,576	警視庁	国際スピード郵便貨物内に隠匿
12月3日	39,758	千葉	携帯品内に隠匿
12月9日	20,004	千葉	スーツケース内に隠匿

### 3 薬物事犯別密輸入検挙件数・人員・押収量

平成18年中の薬物密輸入事犯の検挙件数・人員は、合計217件（前年比+19件、+9.6%）、239人（+29人、+13.8%）で、件数及び人員ともに増加した。

薬物種類別では、覚せい剤事犯は63件（+36件、+133.3%）、77人（+37人、+92.5%）、麻薬及び向精神薬事犯は33件（+6件、+22.2%）、35人（+14人、+66.7%）と増加した一方、大麻事犯は120件（-22件、-15.5%）、126人（-22人、-14.9%）と減少した。

また、薬物密輸入事犯の薬物種類別の押収量は、覚せい剤粉末が106.8kg（+74.6kg、+231.7%）、錠剤型覚せい剤が56,680錠（+30,351錠、+115.3%）、コカインが6.1kg（+4.9kg、+408.3%）、ヘロインが2.2kg（+2.2kg）、あへんが14.9kg（+14.5kg、+3,625.0%）と増加した一方、乾燥大麻が113.4kg（-262.8kg、-69.9%）、大麻樹脂が54.1kg（-105.1kg、-66.0%）と減少した。

なお、MDMA等合成麻薬については、167,683錠（-51,770錠、-23.6%）を押収したが、すべてがMDMA（+9,473錠、+6.0%）であった。

【表1-7、1-8】

表 1 - 7 薬物事犯別密輸入検挙件数・人員の推移

区分		年別		平 14	平 15	平 16	平 17	平 18
		件数	人員					
覚せい剤事犯	件数	16	47	102	27	63		
	人員	20	65	120	40	77		
大麻事犯	件数	157	207	191	142	120		
	人員	178	238	220	148	126		
麻薬及び 向精神薬事犯	件数	46	59	57	27	33		
	人員	40	61	61	21	35		
MDMA等 合成麻薬	件数	25	30	35	16	12		
	人員	23	29	39	12	13		
コカイン	件数	7	11	17	6	10		
	人員	4	12	17	6	13		
ヘロイン	件数	5	11	1	3	3		
	人員	4	15	1	2	2		
向精神薬	件数	9	1	1	2	5		
	人員	9	1	1	1	4		
あへん事犯	件数	2	1	3	2	1		
	人員	1	1	3	1	1		
合計	件数	221	314	353	198	217		
	人員	239	365	404	210	239		

注 密輸入とは、単純密輸入及び営利目的密輸入をいう。

表 1 - 8 薬物種類別密輸入押収量 (kg)

			平14	平15	平16	平17	平18
覚	せ	い	243.5	223.8	350.0	36.6	116.3
		剤	243.5	223.8	350.0	32.2	106.8
	うち粉末	(kg)	-	-	-	4.4	9.5
		(錠)	-	-	-	26,329	56,680
大	麻	乾燥大麻	150.1	434.1	490.7	376.2	113.4
		大麻樹脂	220.2	140.3	259.6	159.2	54.1
麻	薬	合成麻薬	140,115	362,611	361,977	219,453	167,683
		うちMDMA	-	-	358,505	158,210	167,683
		うち覚せい剤とMDMA等の混合錠剤	-	-	-	61,242	0
コ	カ	イン	8.3	0.4	79.2	1.2	6.1
		イン	13.1	4.9	(12.0g)	(1.7g)	2.2
あ	へ	ん	1.4	4.7	1.1	0.4	14.9

注1： 合成麻薬の単位は (錠) である。

注2： MDMAについては平成16年から統計項目に盛り込まれたものである。

注3： 合成麻薬の押収量は覚せい剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

注4： 錠剤型覚せい剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

## 第2 薬物種類別検挙状況及び特徴点

### 1 覚せい剤事犯

#### (1) 概況

- ・ 覚せい剤事犯の検挙人員は、11,606人（前年比 - 1,740人、 - 13.0%）と減少
- ・ 押収量は、粉末が126.8kg（+ 7.9kg、 + 6.6%）、錠剤型が56,886錠（+ 30,484錠、 + 115.5%）と、ともに増加しており、密輸入によるものが大半
- ・ 密輸入事犯の検挙件数は63件（+ 36件、 + 133.3%）、検挙人員は77人（+ 37人、 + 92.5%）と、ともに増加
- ・ 暴力団構成員等の検挙人員は、6,076人で、覚せい剤事犯検挙人員の5割強（52.4%）
- ・ 少年の検挙人員は、289人（ - 138人、 - 32.3%）と減少
- ・ 覚せい剤事犯は、依然として全薬物事犯検挙人員の8割強（80.4%）

【表1 - 9】

表1-9 覚せい剤事犯検挙 押収状況の推移

区分	年別				
	平14	平15	平16	平17	平18
検挙件数	23,225	20,129	17,699	19,999	17,226
検挙人員	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606
うち暴力団構成員等	6,738	6,050	5,430	6,853	6,076
同上比率(%)	40.2	41.4	44.4	51.3	52.4
うち来日外国人	553	534	374	412	427
同上比率(%)	3.3	3.7	3.1	3.1	3.7
押収量(kg)	439.7	486.8	406.1	123.3	136.4
うち粉末(kg)	437.0	486.8	406.1	118.9	126.8
うち暴力団構成員等	21.2	296.8	47.4	77.1	18.0
同上比率(%)	4.9	61.0	11.7	64.8	14.2
うち錠剤(kg)	2.7	(11.8g)	(61.5g)	4.4	9.6
(錠)	16,031	70	366	26,402	56,886

注1:検挙件数・人員には、覚せい剤事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

注2:錠剤型覚せい剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

#### (2) 押収

##### ア 密輸入事犯に係る押収の増加

密輸事犯に係る覚せい剤押収量は、覚せい剤粉末が106.8kg（+ 74.6kg、 + 231.7%）、錠剤型覚せい剤が56,680錠（+ 30,351錠、 + 115.3%）といずれも増加し、全押収量の大半を占めた。

これら密輸入事犯は、主に航空機利用の手荷物隠匿・身体巻き付け等の携帯密輸入事犯であり、他には国際郵便による航空貨物便を利用した小口密輸入事犯等があった。

【表1 - 8】

## イ 覚せい剤粉末大量押収（1 kg以上）事例から見た仕出地別押収状況

覚せい剤粉末の大量押収事件（報告分）から見た主な仕出地は

中 国（40.4kg）

中国(香港)（27.0kg）

カ ナ ダ（23.7kg）

マレーシア（10.2kg）

の順になっている。

注：「中国」に「台湾」、「香港」は含まない。

## ウ 錠剤型覚せい剤大量押収（1,000錠以上）事例から見た仕出地別押収状況

錠剤型覚せい剤の大量押収事件（報告分）の仕出地は、オランダ（56,677錠）であった。

### 【事例1 - 1】暴力団幹部らによる覚せい剤所持事件（5月・福岡・警視庁）

駅構内において覚せい剤約4kgを所持していた暴力団幹部を現行犯逮捕するとともに関係箇所の捜索により覚せい剤約250g等を押収、他2人を譲渡、共同所持で逮捕した。

### 【事例1 - 2】中国（香港）からの覚せい剤密輸入事件（8月・千葉）

中国（香港）から覚せい剤を密輸入した中国人の男女6人を覚せい剤取締法違反等で逮捕するとともに、覚せい剤約14kgを押収した。

### 【事例1 - 3】元新聞販売店従業員による覚せい剤密輸入事件（10月・大阪）

中国茶のアルミ袋6袋に入った覚せい剤約990gをスーツケースに隠匿し、中国から密輸入した元新聞販売店従業員を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕した。

### 【事例1 - 4】中国からの覚せい剤密輸入事件（12月・神奈川・秋田）

中国から覚せい剤約14kgを塩蔵ワラビの入ったボトルに隠匿して横浜港に密輸入し、秋田県内に運搬して保管した貿易会社役員ら3人を逮捕した。

## (3) 年齢別検挙状況

年齢別の検挙人員は、20歳未満から50歳以上までの全年齢層で減少した。

【表1 - 10】

表1-10 覚せい剤事犯年齢別検挙人員

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
平成18年	289	2,889	4,462	2,524	1,442
構成比(%)	2.5	24.9	38.4	21.7	12.4
平成17年	427	3,570	4,926	2,748	1,675
構成比(%)	3.2	26.7	36.9	20.6	12.6
増減	-138	-681	-464	-224	-233
増減率(%)	-32.3	-19.1	-9.4	-8.2	-13.9

#### (4) 少年の検挙状況

少年の覚せい剤事犯検挙人員は、289人（-138人、-32.3%）と減少した。学職別では、中学生が11人（-12人、-52.2%）、高校生が44人（-11人、-20.0%）と、いずれも減少した。

【表1-10、1-11】

表1-11 覚せい剤事犯における少年の検挙人員

区分	年別	平14	平15	平16	平17	平18
検挙人員		16,771	14,624	12,220	13,346	11,606
	うち少年	745	524	388	427	289
	同上比率(%)	4.4	3.6	3.2	3.2	2.5
	うち中学生	44	16	7	23	11
	うち高校生	65	36	38	55	44

#### 【事例1-5】女子中学生等による覚せい剤乱用事件（1月・神奈川）

覚せい剤を乱用していた女子中学生2人を逮捕するとともに、同女子中学生2人に覚せい剤を使用した事実等により、とび職の男を逮捕した。

#### 【事例1-6】女子中学生等による覚せい剤乱用事件（2月・神奈川）

知人から紹介を受けて知り合った女子中学生に覚せい剤を使用した事実等により、自称ギター講師の男を逮捕した。

#### (5) 初犯者率の推移

覚せい剤事犯における初犯者の比率は45.4%（+0.5ポイント）で、前年並みであり、初犯者は5,270人（-725人、-12.1%）と減少した。

【表1-12、1-13】

表 1 - 12 覚せい剤事犯における初犯者率の推移

区分	年別	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18
検挙人員		16,771	14,624	12,220	13,346	11,606
	うち初犯者数	7,861	6,785	5,454	5,995	5,270
	同上比率 (%)	46.9	46.4	44.6	44.9	45.4
	初犯者の前年比	-881	-1,076	-1,331	541	-725
	同上増減率 (%)	-10.1	-13.7	-19.6	9.9	-12.1

表 1 - 13 覚せい剤事犯における初犯者の年齢別検挙人員

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	
平成 18年	257	1,940	2,025	767	281	
	構成比 (%)	4.9	36.8	38.4	14.6	5.3
平成 17年	379	2,363	2,165	775	313	
	構成比 (%)	6.3	39.4	36.1	12.9	5.2
増 減	-122	-423	-140	-8	-32	
	増減率 (%)	-32.2	-17.9	-6.5	-1.0	-10.2

(6) 民間からの通報・相談事案等を端緒とした検挙件数

覚せい剤事犯の全検挙件数17,226件を端緒別に見ると、民間からの通報事案が928件（-336件、-26.6%）、苦情・相談事案が205件（-157件、-43.4%）、自首が217件（-116件、-34.8%）と、いずれも減少した。

【表 1 - 14】

表 1 - 14 民間からの通報・相談事案等を端緒とした検挙件数の推移

区分	年別	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18
通 報		1,498	1,211	1,031	1,264	928
苦情・相談		505	400	300	362	205
自 首		413	261	257	333	217
合 計		2,416	1,872	1,588	1,959	1,350

《その他の検挙事例》

【事例 1 - 7】無職女性による覚せい剤使用事件（7月・山梨）

甲府地裁において無職の女に対する覚せい剤使用事件で無罪判決が出されたが、同女の内縁の夫が公判で虚偽の証言をしたことが判明したことから、同内縁の夫を偽証罪で、無罪となった同女を偽証罪教唆で、それぞれ逮捕・起訴した。

【事例 1 - 8】医療機器販売業者による覚せい剤営利目的所持幫助等事件（8月・福岡）  
県内の覚せい剤密売人に注射器を大量販売していた埼玉県川越市の医療機器販売店の経営者と従業員を覚せい剤取締法違反（営利目的所持幫助、使用幫助）で書類送検した。

【事例 1 - 9】市職員による覚せい剤譲渡幫助等事件（8月・京都）  
覚せい剤使用事実で逮捕した京都市職員を取り調べたところ、覚せい剤の密売を仲介していた京都市職員が新たに判明したことから、密売を仲介していた同職員を覚せい剤取締法違反（譲渡幫助）で逮捕した。

【事例 1 - 10】元プロ野球選手による覚せい剤使用事件（10月・高知）  
自宅及び高知市周辺において覚せい剤を使用した容疑で、元プロ野球選手の自宅を捜索、注射器などを押収し、採尿の結果、陽性反応が出た同人を覚せい剤取締法違反（使用）で緊急逮捕した。

## 2 大麻事犯

### (1) 概況

- ・ 大麻事犯の検挙人員は、2,288人（前年比+347人、+17.9%）と増加し、過去最高を記録
- ・ 暴力団構成員等の検挙人員は、736人（+134人、+22.3%）と増加
- ・ 押収量は、乾燥大麻が225.8kg（-417.3kg、-64.9%）、大麻樹脂が96.7kg（-133.8kg、-58.0%）と、ともに減少

【表1-15】

表1-15 大麻事犯検挙・押収状況の推移

区分		年別	平14	平15	平16	平17	平18
検挙件数			2,545	2,772	3,018	2,831	3,252
検挙人員			1,748	2,032	2,209	1,941	2,288
うち暴力団構成員等			381	515	530	602	736
同上比率(%)			21.8	25.3	24.0	31.0	32.2
押収量 (kg)	乾燥大麻		224.3	537.2	606.6	643.1	225.8
	うち暴力団構成員等		36.3	75.7	27.3	24.2	62.8
	同上比率(%)		16.2	14.1	4.5	3.8	27.8
	大麻樹脂		244.1	267.0	294.5	230.5	96.7
	うち暴力団構成員等		2.1	4.3	5.5	12.5	26.0
	同上比率(%)		0.9	1.6	1.9	5.4	26.9

注 検挙件数・人員には、大麻事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

\*参考

年別大麻事犯検挙人員(上位)

検挙年	検挙人員(人)
平成18年	2,288
平成16年	2,209
平成15年	2,032
平成16年	2,003
平成17年	1,941

### (2) 押収

#### ア 乾燥大麻大量押収(1kg以上)事例から見た仕出地別押収状況

乾燥大麻の押収量は225.8kg（-417.3kg、-64.9%）と減少した。

乾燥大麻大量押収事件（報告分）での主な仕出地は

南アフリカ（23.8kg）

フランス（16.3kg）

オランダ（15.5kg）

スワジランド（12.2kg）

の順になっている。

## イ 大麻樹脂大量押収（1kg以上）事例から見た仕出地別押収状況

大麻樹脂の押収量は96.7kg（-133.8kg、-58.0%）と減少した。

大麻樹脂大量押収事件（報告分）での主な仕出地は

パキスタン（30.0kg）

インド（11.4kg）

中国（9.9kg）

の順になっている。

注：「中国」に「台湾」、「香港」は含まない。

### 【事例1-11】ベルギーからの乾燥大麻密輸入事件（1月・千葉）

ベルギーから乾燥大麻をスーツケースに隠匿し、密輸入したベルギー人の女を乾燥大麻密輸入事実で現行犯逮捕するとともに、乾燥大麻約3.9kgを押収した。

### 【事例1-12】中国からの大麻樹脂密輸入事件（3月・福岡）

中国から大麻樹脂をキャリーバッグ3個に分散隠匿し、密輸入した男3人を密輸入事実で緊急逮捕するとともに、大麻樹脂約10kgを押収した。男らに対する追及の結果、密輸入の首謀者を特定のうえ逮捕した。

### 【事例1-13】タイからの大麻樹脂密輸入事件（7月・静岡）

タイから国際スピード郵便を利用して大麻樹脂約920gを密輸入し、インドへ逃走していた男が、タイのバンコク国際空港の入国管理局に発見されたことから、捜査員を派遣し、本邦に向かう航空機内で逮捕した。

### 【事例1-14】ネパールからの大麻樹脂密輸入事件（8月・大阪）

ネパールから大麻樹脂合計約1.4kgを Condom に入れて飲み込み、又は自己の履く靴底内に隠匿して密輸入した無職の男を逮捕した。

### 【事例1-15】オランダからの大麻樹脂等密輸入事件（10月・兵庫）

オランダから知人名義宛に国際郵便を利用して大麻樹脂約39g、乾燥大麻約11g、マジックマッシュルーム0.8gなどを密輸入した無職の男を大麻取締法違反などで逮捕した。自宅の捜索の際には、乾燥大麻240gや栽培中の大麻草等を発見押収しており、同居の男も乾燥大麻共同所持や大麻共同栽培などで逮捕した。

### (3) 年齢別検挙状況

年齢別の検挙人員は、20歳未満から50歳以上までの全年齢層で増加し、20歳未満及び20歳代の若年層が大麻事犯検挙人員の約3分の2（66.7%）を占めた。

【表1-16】

表1-16 大麻事犯年齢別検挙人員

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
平成18年	187	1,340	507	186	68
構成比(%)	8.2	58.6	22.2	8.1	3.0
平成17年	174	1,107	452	159	49
構成比(%)	9.0	57.0	23.3	8.2	2.5
増減	13	233	55	27	19
増減率(%)	7.5	21.0	12.2	17.0	38.8

### (4) 少年の検挙状況

少年の大麻事犯検挙人員は187人（+13人、+7.5%）と増加した。

大麻事犯検挙人員の約1割を少年が占める状況が継続していたが、本年は、大麻事犯検挙人員に占める比率は8.2%（-0.8ポイント）と低下した。

【表1-16、1-17】

表1-17 大麻事犯における少年の検挙人員の推移

区分	年別	平14	平15	平16	平17	平18
検挙人員		1,748	2,032	2,209	1,941	2,288
	うち少年	190	185	221	174	187
	同上比率(%)	10.9	9.1	10.0	9.0	8.2
	うち中学生	4	3	6	5	4
	うち高校生	33	38	37	42	21

#### 【事例1-16】中学生に対する乾燥大麻密売事件（2月・埼玉）

乾燥大麻を所持していた女子中学生及び男子中学生を検挙するとともに、同中学生らに乾燥大麻を密売していた塗装工の少年を逮捕した。

#### 【事例1-17】少年らによる大麻草所持等事件（2月・徳島）

平成17年11月、徳島市内に集まる若者に大麻を売りに来た無職少年2人を地域警察官が職務質問し、大麻草約460gの所持により現行犯逮捕した。同少年らを追及したところ、知人である専門学校生の少年が栽培した大麻を盗んできた旨が判明したことから、同年12月、大麻草の栽培等の事実で同専門学校生を逮捕した。さらに、共犯の弁護士が判明したことから、平成18年2月、同専門学校生との大麻草約300gの共同所持事実で通常逮捕した。

(5) 初犯者率の推移

大麻事犯における初犯者の比率は86.8%（-0.6ポイント）で、前年並みであり、初犯者は1,987人（+290人、+17.1%）と増加した。

【表1-18、1-19】

表1-18 大麻事犯における初犯者率の推移

区分	年別	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18
検挙人員		1,748	2,032	2,209	1,941	2,288
	うち初犯者数	1,542	1,827	2,001	1,697	1,987
	同上比率 (%)	88.2	89.9	90.6	87.4	86.8
	初犯者の前年比	284	285	174	-304	290
	同上増減率 (%)	22.6	18.5	9.5	-15.2	17.1

表1-19 大麻事犯における初犯者の年齢別検挙人員

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
平成18年	180	1,225	411	128	43
構成比 (%)	9.1	61.7	20.7	6.4	2.2
平成17年	165	1,004	375	116	37
構成比 (%)	9.7	59.2	22.1	6.8	2.2
増減	15	221	36	12	6
増減率 (%)	9.1	22.0	9.6	10.3	16.2

《その他の検挙事例》

【事例1-18】組織的な大麻草栽培等事件（3月・4月・岡山）

借金の形に大麻草を栽培するように強要した飲食店手伝いの男ら2人を逮捕し、関係箇所の捜索により乾燥大麻約940g等を押収、同人らを大麻取締法違反（営利目的協同所持）で再逮捕した。

【事例1-19】サーファーによる大麻所持等事件（7月・宮城）

覚せい剤使用被疑者の供述等から突き上げ捜査を行い、大麻等を密売していたサーファー仲間らを特定、さらに同密売人から大麻を購入していた客を特定し、計8人を逮捕した。なお、被疑者1人の居宅よりけん銃と適合実包を押収し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反も立件した。

【事例1-20】会社員らによる大麻草栽培事件（10月・佐賀）

自宅で大麻草56本を栽培していた会社員ら4人を逮捕した。4人は4月中に大麻草を県内の山中に植え替えようとしたところを土地の所有者に発見され、植木鉢等を残し、逃走していた。

【事例 1 - 2 1】派遣社員による大麻草栽培等事件（10月・11月・富山）

県内山間部などで大麻草を栽培し所持していた派遣社員の男ら6人を逮捕し、大麻草約3.2kg及び乾燥大麻約440gを押収した。

【事例 1 - 2 2】飲食店経営者らによる乾燥大麻所持等事件（11月・熊本）

大麻草を栽培し、約1.7kgの乾燥大麻を所持していた飲食店経営者を現行犯逮捕し、さらに、同人の知人である飲食店経営者も約600gの乾燥大麻を所持していたことから現行犯逮捕した。

### 3 MDMA等合成麻薬事犯

#### (1) 概況

- ・ MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員は、370人（前年比 - 33人、 - 8.2%）と減少
- ・ 押収量は、MDMA等合成麻薬が186,226錠（ - 385,296錠、 - 67.4%）、MDMAのみで185,773錠（ - 324,406錠、 - 63.6%）と減少

【表1 - 20】

表1 - 20 MDMA等合成麻薬事犯検挙・押収状況の推移

区分	年別	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18
検 挙 件 数		291	508	833	881	817
	うちMDMA	-	-	824	827	761
検 挙 人 員		117	256	417	403	370
	うちMDMA	-	-	412	376	332
	うち暴力団構成員等	26	53	138	148	113
	同上比率(%)	22.2	20.7	33.1	36.7	30.5
	うち来日外国人	21	58	48	20	42
	同上比率(%)	17.9	22.7	11.5	5.0	11.4
押 収 量 (錠)		174,259	393,088	469,126	571,522	186,226
	うちMDMA	-	-	414,770	510,179	185,773
	うち覚せい剤とMDMA等との合成錠剤	19,343	26	59,884	61,265	423

注1:MDMAについては平成16年から統計項目に盛り込まれたものである。

注2:検挙件数・人員には、MDMA等合成麻薬事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

#### (2) 押収

MDMA等合成麻薬の押収量は186,226錠（ - 385,296錠、 - 67.4%）と減少した。

MDMA等合成麻薬1,000錠以上の大量押収事件（報告分）で仕出地が判明したものは

フランス（69,721錠）

ドイツ（49,416錠）

オランダ（20,004錠）

カナダ（8,576錠）

の順となっている。

【事例1 - 23】薬局経営者による覚せい剤・MDMA混合錠剤密売事件（11月・徳島）

地域警察官の職務質問により検挙した男に対する突き上げ捜査により、覚せい剤とMDMAの混合錠剤の譲渡事実で徳島市内の薬局経営者を逮捕した。

### (3) 年齢別検挙状況

年齢別の検挙人員は、20歳未満及び20歳代の若年層について減少しているものの、依然として検挙人員全体の約3分の2（65.1%）を占め、引き続き若年層の乱用が認められる。

【表1-21】

表1-21 MDMA等合成麻薬事犯年齢別検挙人員

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
平成18年	31	210	83	30	16
構成比(%)	8.4	56.8	22.4	8.1	4.3
平成17年	63	223	84	23	10
構成比(%)	15.6	55.3	20.8	5.7	2.5
増減	-32	-13	-1	7	6
増減率(%)	-50.8	-5.8	-1.2	30.4	60.0

### (4) 少年の検挙状況

少年のMDMA等合成麻薬事犯検挙人員は31人（-32人、-50.8%）と減少し、MDMA等合成麻薬事犯検挙人員に占める比率は8.4%（-7.2ポイント）と低下した。

【表1-21、1-22】

表1-22 MDMA等合成麻薬事犯における少年の検挙人員

区分	年別	平14	平15	平16	平17	平18
検挙人員		117	256	417	403	370
	うち少年	7	29	67	63	31
	同上比率(%)	6.0	11.3	16.1	15.6	8.4
	うち中学生	0	1	1	1	2
	うち高校生	1	6	12	12	6

### 【事例1-24】少年による合成麻薬施用事件（8月・埼玉）

陸橋から飛び降りようとしたところを保護された女子中学生をMDMAの施用事実で逮捕した。

### (5) 初犯者率の推移

MDMA等合成麻薬事犯における初犯者の比率は89.5%（-1.6ポイント）で、初犯者は331人（-36人、-9.8%）と減少した。

【表1-23、1-24】

表 1 - 23 MDMA等合成麻薬事犯における初犯者率の推移

区分	年別	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18
検挙人員		117	256	417	403	370
	うち初犯者数	112	236	382	367	331
	同上比率 (%)	95.7	92.2	91.6	91.1	89.5
	初犯者の前年比	20	124	146	-15	-36
	同上増減率 (%)	21.7	110.7	61.9	-3.9	-9.8

表 1 - 24 MDMA等合成麻薬事犯における初犯者の年齢別検挙人員

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
平成 18年	30	190	75	24	12
構成比 (%)	9.1	57.4	22.7	7.3	3.6
平成 17年	62	203	72	22	8
構成比 (%)	16.9	55.3	19.6	6.0	2.2
増 減	-32	-13	3	2	4
増減率 (%)	-51.6	-6.4	4.2	9.1	50.0

#### 4 コカイン事犯

コカイン事犯は、検挙件数が174件（前年比+31件、+21.7%）、検挙人員が72人（+36人、+100.0%）、押収量が9.8kg（+6.9kg、+237.9%）とそれぞれ増加した。

暴力団構成員等の検挙人員は22人（+11人、+100.0%）と増加し、来日外国人の検挙人員についても34人（+23人、+209.1%）と増加した。

【表1-25】

表1-25 コカイン事犯検挙・押収状況の推移

区分	年別	平14	平15	平16	平17	平18
検 挙 件 数		145	159	161	143	174
検 挙 人 員		40	58	76	36	72
	うち暴力団構成員等	7	13	17	11	22
	同上比率(%)	17.5	22.4	22.4	30.6	30.6
	うち来日外国人	23	15	24	11	34
	同上比率(%)	57.5	25.9	31.6	30.6	47.2
押 収 量 (kg)		16.7	2.3	85.4	2.9	9.8

注 検挙件数・人員には、コカイン事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

#### 5 ヘロイン事犯

ヘロイン事犯は、検挙件数が42件（前年比+11件、+35.5%）、検挙人員が22人（+1人、+4.8%）、押収量が2.3kg（+2.2kg、+2,200.0%）とそれぞれ増加した。

暴力団構成員等の検挙人員は1人（-4人、-80.0%）と減少した一方、来日外国人の検挙人員は16人（+3人、+23.1%）と増加した。

【表1-26】

表1-26 ヘロイン事犯検挙・押収状況の推移

区分	年別	平14	平15	平16	平17	平18
検 挙 件 数		64	113	41	31	42
検 挙 人 員		40	72	13	21	22
	うち暴力団構成員等	3	4	2	5	1
	同上比率(%)	7.5	5.6	15.4	23.8	4.5
	うち来日外国人	20	54	7	13	16
	同上比率(%)	50.0	75.0	53.8	61.9	72.7
押 収 量 (kg)		19.1	5.1	(32.6g)	0.1	2.3

注 検挙件数・人員には、ヘロイン事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

## 6 向精神薬事犯

向精神薬事犯は、鎮静剤の検挙件数が25件（前年比+4件、+19.0%）、検挙人員が19人（+8人、+72.7%）、興奮剤の検挙件数が5件（+1件、+25.0%）、検挙人員が2人（-2人、-50.0%）であった。

押収量は、鎮静剤は15,592錠（+582錠、+3.9%）と増加した一方、興奮剤は1,719錠（-2,558錠、-59.8%）と減少した。

【表1-27】

表1-27 向精神薬事犯検挙・押収状況の推移

区分		年別	平14	平15	平16	平17	平18
鎮静剤	検挙件数		32	44	48	21	25
	検挙人員		18	22	24	11	19
	うち暴力団構成員等		0	2	5	2	1
	同上比率(%)		0.0	9.1	20.8	18.2	5.3
	うち来日外国人		4	1	0	2	1
	同上比率(%)		22.2	4.5	0.0	18.2	5.3
	押収量(錠)		31,184	117,802	7,580	15,010	15,592
興奮剤	検挙件数		2	2	7	4	5
	検挙人員		3	0	5	4	2
	うち暴力団構成員等		0	0	1	2	0
	同上比率(%)		0.0	0.0	20.0	50.0	0.0
	うち来日外国人		2	0	0	0	0
	同上比率(%)		66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	押収量(錠)		12,722	241	3	4,277	1,719

注 検挙件数・人員には、向精神薬事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

## 7 あへん事犯

あへん事犯は、検挙件数が50件（前年比+19件、+61.3%）、検挙人員が27人（+15人、+125.0%）、押収量が17.2kg（+16.2kg、+1,620.0%）とそれぞれ増加した。

暴力団構成員等については平成15年以降4年連続で検挙がなかった一方、来日外国人の検挙人員は7人（+3人、+75.0%）と増加した。

【表1-28】

表1-28 あへん事犯検挙・押収状況の推移

区分	年別	平14	平15	平16	平17	平18
検挙件数		80	84	80	31	50
検挙人員		43	50	59	12	27
うち暴力団構成員等		8	0	0	0	0
同上比率(%)		18.6	0.0	0.0	0.0	0.0
うち来日外国人		27	8	8	4	7
同上比率(%)		62.8	16.0	13.6	33.3	25.9
押収量(kg)		5.7	5.2	1.7	1.0	17.2

注 検挙件数・人員には、あへん事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員を含む。

## 8 シンナー等有機溶剤事犯

シンナー等有機溶剤の吸引等の検挙・補導人員は、2,142人（前年比 - 641人、- 23.0%）と減少した。

少年の検挙・補導人員は854人（- 540人、- 38.7%）と減少しているものの、全体の約4割（39.9%）を占めており、依然として少年による乱用が認められる。

【表1-29】

表1-29 シンナー等有機溶剤事犯検挙・補導状況の推移

区分	年別	平14	平15	平16	平17	平18
検挙・補導件数		4,220	4,644	3,947	2,770	2,196
検挙・補導人員		4,423	4,895	4,057	2,783	2,142
うち少年		2,802	2,900	2,245	1,394	854
同上比率(%)		63.4	59.2	55.3	50.1	39.9
うち暴力団構成員等		157	199	175	144	168
同上比率(%)		3.5	4.1	4.3	5.2	7.8

注 少年には触法少年を含む。

### 第3 来日外国人による薬物事犯

#### 1 概況

- ・ 来日外国人による全薬物事犯の検挙人員は、662人（前年比+54人、+8.9%）と増加
- ・ 薬物事犯別では、覚せい剤事犯が427人（+15人、+3.6%）、麻薬及び向精神薬事犯が93人（+46人、+97.9%）、あへん事犯が7人（+3人、+75.0%）と増加した一方、大麻事犯は135人（-10人、-6.9%）と減少

【表1-30、1-31】

表1-30 来日外国人による薬物事犯別検挙人員の推移

区分	年別	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18
覚 せ い 剤		553	534	374	412	427
大 麻		188	185	161	145	135
麻薬及び向精神薬		73	131	81	47	93
MDMA等合成麻薬		21	58	48	20	42
コカイン		23	15	24	11	34
ヘロイン		20	54	7	13	16
あ へ ん		27	8	8	4	7
合 計		841	858	624	608	662

#### 2 国籍等別検挙状況

来日外国人の国籍等別の薬物事犯検挙状況は、ブラジルが179人（前年比+58人、+47.9%）と大幅に増加した一方、フィリピンが60人（-25人、-29.4%）、イランが81人（-26人、-24.3%）とそれぞれ減少した。三カ国合計の検挙人員は320人（+7人、+2.2%）で、来日外国人による全薬物事犯の検挙人員の48.3%（-3.2ポイント）を占めた。

ブラジル以外では、韓国が32人（+12人、+60.0%）、タイが47人（+11人、+30.6%）、ペルーが20人（+10人、+100.0%）と増加が顕著であった。

【表1-31】

表1 - 3 1 来日外国人による薬物事犯別、国籍等別検挙人員

		計	三カ国			韓 国	中 国	中国 (台湾)	中国 (香港等)	タ イ	ベ ト ナ ム	マ レ ー シ ア	イ ギ リ ス	オ ラ ン ダ	ア メ リ カ	カ ナ ダ	ペ ル ー	コ ロ ン ビ ア	ナ イ ジ ェ リ ア	そ の 他	
			イ ラ ン	フ ィ リ ピ ン	ブ ラ ジ ル																
総 数	H18	662	320	81	60	179	32	45	11	7	47	13	5	11	4	36	12	20	8	6	85
	H17	608	313	107	85	121	20	46	6	3	36	14	4	14	13	31	10	10	3	13	72
	増減	54	7	-26	-25	58	12	-1	5	4	11	-1	1	-3	-9	5	2	10	5	-7	13
覚せい剤事犯	H18	427	260	60	57	143	25	25	9	7	42	5	4	1	4	3	5	4			33
	H17	412	265	88	78	99	18	34	6	2	34	2	4	2	9	4	4	2	3		21
	増減	15	-5	-28	-21	44	7	-9	3	5	8	-2	1	2	-1	-5	-1	1	2	-3	12
大麻事犯	H18	135	41	8	2	31	4		1	3			6	2	26	8	3	3	3		35
	H17	145	34	12	3	19	2	4		1	1		10	10	22	6	4			8	43
	増減	-10	7	-4	-1	12	2	-4	1		2	-1		-4	-8	4	2	-1	3	-5	-8
麻薬及び 向精神薬事犯	H18	93	13	8		5	3	20	1		2	13		1	1	6	1	12	1	3	16
	H17	47	10	3	4	3		8		1	1	11		2	1			2	1	2	8
	増減	46	3	5	-4	2	3	12	1	-1	1	2		-1		6	1	10		1	8
MDMA等 合成麻薬	H18	42	10	7		3	2	18			2			1	2		1	1			5
	H17	20	5	1	1	3		7		1	1			1							4
	増減	22	5	6	-1		2	11		-1	1				2			1	1	-1	1
コカイン	H18	34	3	1		2	1		1					1		4	1	11		3	9
	H17	11	1	1										2				2	1	1	4
	増減	23	2			2	1		1					-1		4	1	9	-1	2	
ヘロイン	H18	16						1				13									2
	H17	13	1	1				1				11									
	増減	3	-1	-1								2									
その他の 麻 薬	H18																				
	H17	1	1		1																
	増減	-1	-1		-1																
向精神薬	H18	1						1													
	H17	2	2		2																
	増減	-1	-2		-2			1													
あへん事犯	H18	7	6	5	1																1
	H17	4	4	4																	
	増減	3	2	1	1																1

注：「中国」に「台湾」、「香港等」は含まない。

## 第4 薬物犯罪組織の検挙状況

### 1 暴力団構成員等の検挙状況

#### (1) 概況

- ・ 全薬物事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員は、6,954人（前年比 - 675人、- 8.8%）と減少
- ・ 覚せい剤事犯の検挙人員は、6,076人（- 777人、- 11.3%）と減少
- ・ 大麻事犯の検挙人員は、736人（+ 134人、+ 22.3%）と増加

【表1 - 32】

#### (2) 薬物種類別の検挙状況

薬物種類別の暴力団構成員等の検挙については、覚せい剤事犯は9,239件（- 347件、- 3.6%）、6,076人（- 777人、- 11.3%）と減少したが、覚せい剤事犯の全検挙人員に占める暴力団構成員等の比率は52.4%(+ 1.1ポイント)と上昇した。覚せい剤事犯における暴力団構成員等の検挙人員は、全ての暴力団犯罪の検挙人員28,417人（- 1,209人、- 4.1%）のうち21.4%を占めている。

大麻事犯では、1,200件（+ 254件、+ 26.8%）、736人（+ 134人、+ 22.3%）と増加した。大麻事犯の全検挙人員に占める暴力団構成員等の比率は32.2%（+ 1.2ポイント）であり、過去10年間で最高を記録した。

MDMA等合成麻薬事犯は、296件（- 48件、- 14.0%）、113人（- 35人、- 23.6%）と減少した。MDMA等合成麻薬事犯の全検挙人員に占める暴力団構成員等の比率は30.5%（- 6.2ポイント）と低下した。

【表1 - 32】

表 1 - 3 2 薬物事犯に係る暴力団構成員等の検挙状況の推移

区分		年別	平 1 4	平 1 5	平 1 6	平 1 7	平 1 8	
覚せい剤事犯	検挙件数		23,225	20,129	17,699	19,999	17,226	
		うち暴力団構成員等	9,259	8,206	7,371	9,586	9,239	
		同上比率 (%)	39.9	40.8	41.6	47.9	53.6	
	検挙人員		16,771	14,624	12,220	13,346	11,606	
		うち暴力団構成員等	6,738	6,050	5,430	6,853	6,076	
		同上比率 (%)	40.2	41.4	44.4	51.3	52.4	
大麻事犯	検挙件数		2,545	2,772	3,018	2,831	3,252	
		うち暴力団構成員等	668	801	855	946	1,200	
		同上比率 (%)	26.2	28.9	28.3	33.4	36.9	
	検挙人員		1,748	2,032	2,209	1,941	2,288	
		うち暴力団構成員等	381	515	530	602	736	
		同上比率 (%)	21.8	25.3	24.0	31.0	32.2	
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		627	952	1,156	1,154	1,133	
		うち暴力団構成員等	150	210	378	438	396	
		同上比率 (%)	23.9	22.1	32.7	38.0	35.0	
	検挙人員		261	465	560	504	519	
		うち暴力団構成員等	45	85	171	174	142	
		同上比率 (%)	17.2	18.3	30.5	34.5	27.4	
	MDMA等 合成麻薬	検挙件数		291	508	833	881	817
			うち暴力団構成員等	82	128	305	344	296
			同上比率 (%)	28.2	25.2	36.6	39.0	36.2
		検挙人員		117	256	417	403	370
			うち暴力団構成員等	26	53	138	148	113
			同上比率 (%)	22.2	20.7	33.1	36.7	30.5
コカイン	検挙件数		145	150	161	143	174	
		うち暴力団構成員等	36	42	39	55	70	
		同上比率 (%)	24.8	28.0	24.2	38.5	40.2	
	検挙人員		40	58	76	36	72	
		うち暴力団構成員等	7	13	17	11	22	
		同上比率 (%)	17.5	22.4	22.4	30.6	30.6	
ヘロイン	検挙件数		64	113	41	31	42	
		うち暴力団構成員等	7	9	7	8	3	
		同上比率 (%)	10.9	8.0	17.1	25.8	7.1	
	検挙人員		40	72	13	21	22	
		うち暴力団構成員等	3	4	2	5	1	
		同上比率 (%)	7.5	5.6	15.4	23.8	4.5	
あへん事犯	検挙件数		80	84	80	31	50	
		うち暴力団構成員等	9	5	0	3	2	
		同上比率 (%)	11.3	6.0	0.0	9.7	4.0	
	検挙人員		43	50	59	12	27	
		うち暴力団構成員等	8	0	0	0	0	
		同上比率 (%)	18.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	検挙件数		26,477	23,937	21,953	24,015	21,661	
		うち暴力団構成員等	10,086	9,222	8,604	10,973	10,837	
		同上比率 (%)	38.1	38.5	39.2	45.7	50.0	
	検挙人員		18,823	17,171	15,048	15,803	14,440	
		うち暴力団構成員等	7,172	6,650	6,131	7,629	6,954	
		同上比率 (%)	38.1	38.7	40.7	48.3	48.2	

【事例 1 - 2 5】太州会傘下組織組員による覚せい剤所持事件（1月・大分）

太州会傘下組織事務所等を捜索し、組員 2 名を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）  
銃刀法違反（所持）で現行犯逮捕するとともに、覚せい剤約 11.5g、けん銃 2 丁、実包

33発等を押収した。

【事例1 - 26】 狭道会傘下組織幹部らによる覚せい剤密売事件（6月・7月・高知）

覚せい剤末端乱用者からの突き上げ捜査を実施した結果、狭道会傘下組織組員の覚せい剤譲渡事実を特定するとともに、事務所等関係箇所を一斉搜索し、同組幹部組員ら4人を逮捕した。

【事例1 - 27】 極東会傘下組織幹部らによる覚せい剤密売事件（7月・秋田）

覚せい剤末端乱用者からの突き上げ捜査を実施した結果、覚せい剤使用・所持・譲渡事実で極東会傘下組織組長ら合計6人を逮捕した。

【事例1 - 28】 暴力団周辺者による覚せい剤密売事件（7月・香川）

覚せい剤譲渡・営利所持事実等により逮捕・起訴されていた暴力団周辺者が平成17年5月ころから平成18年5月ころまでの間に覚せい剤を譲渡し、約700万円を稼いでいた事実を特定し、麻薬特例法違反（業としての譲渡し）で追送致した。

【事例1 - 29】 道仁会傘下組織幹部による覚せい剤密売事件（8月・長崎）

佐世保市内において、福岡からの旅行者5人を覚せい剤使用事実で逮捕し、突き上げ捜査を実施した結果、前記5人に覚せい剤を譲り渡した道仁会傘下組織幹部を覚せい剤譲渡事実で逮捕した。

【事例1 - 30】 極東会傘下組織幹部らによる覚せい剤密売事件（8月・長野・山梨）

万引き被疑者2人の覚せい剤使用事実が判明したことから、覚せい剤取締法違反で再逮捕し、突き上げ捜査を実施したところ、同被疑者2人に覚せい剤を譲り渡した極東会傘下組織幹部が判明したことから、覚せい剤譲渡事実で逮捕した。

(3) 主要三団体等に係る覚せい剤事犯の検挙状況

山口組、稲川会及び住吉会の暴力団構成員等の覚せい剤事犯検挙人員は4,939人（-473人、-8.7%）で、覚せい剤事犯に係る暴力団構成員等検挙人員全体の81.3%（+2.3ポイント）を占めた。

【表1 - 33】

表1-33 暴力団別の暴力団構成員等の覚せい剤事犯検挙状況の推移

名称		年別	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18
総 数	件 数		9,259	8,206	7,371	9,586	9,239
	人 員		6,738	6,050	5,430	6,853	6,076
	うち山口組、稲川会及び住吉会の検挙人員		5,244	4,760	4,320	5,412	4,939
	同上比率 (%)		77.8	78.7	79.6	79.0	81.3
山 口 組	件 数		4,408	4,104	3,582	4,743	4,677
	人 員		3,271	3,081	2,664	3,407	3,057
稲 川 会	件 数		1,165	1,047	1,101	1,344	1,432
	人 員		852	762	788	924	966
住 吉 会	件 数		1,637	1,352	1,217	1,525	1,402
	人 員		1,121	917	868	1,081	916
極 東 会	件 数		262	215	202	257	223
	人 員		190	161	145	182	161
松 葉 会	件 数		306	278	255	363	302
	人 員		235	212	200	300	224
会 津 小 鉄 会	件 数		205	170	78	113	132
	人 員		144	125	83	93	89
国 粹 会	件 数		56	40	89	85	-
	人 員		40	32	64	60	-
工 藤 会	件 数		163	141	137	255	227
	人 員		127	111	95	167	137
道 仁 会	件 数		189	148	149	214	244
	人 員		141	141	112	161	151
その他の団体	件 数		868	711	561	687	600
	人 員		617	508	411	478	375

注 国粹会は、平成17年9月に山口組に加入。

【事例1-31】山口組傘下組織幹部らによる覚せい剤密売事件（2月・鳥取）

平成17年6月に逮捕した東京都内で覚せい剤を密売していた山口組傘下組織周辺者の男に対し、覚せい剤約50gを宅配便を使って密売しようとした福岡県内の山口組傘下組織幹部ら4人を覚せい剤取締法違反（譲渡未遂）で逮捕した。

【事例1-32】山口組傘下組織組員によるけん銃・大麻等所持事件（3月・石川）

駅コインロッカーにけん銃1丁と乾燥大麻約75g等を隠匿していた事件で、山口組傘下組織組員3人を銃刀法違反（けん銃加重所持）及び大麻取締法違反（営利目的所持）により逮捕した。

【事例1-33】稲川会傘下組織組員による覚せい剤密売事件（9月・兵庫）

平成14年5月、JR新横浜駅構内において覚せい剤約1kgを密売したとして、稲川会傘下組織組員を麻薬特例法違反により、ネパールからの関西空港へ向かう航空機内で逮捕した。同人については、逃亡先のネパールにおいて、別の薬物事件で逮捕され身柄拘束中であることが判明し、刑期を終え国外退去処分になっていた。

【事例1 - 34】 稲川会傘下組織幹部による覚せい剤密売事件（9月・山梨）

甲府市内において会社役員に対し覚せい剤を譲り渡した稲川会傘下組織幹部を覚せい剤譲り渡しの事実で逮捕した。

(4) 覚せい剤事犯に係る暴力団構成員等の違反態様別検挙状況

ア 違反態様別

覚せい剤事犯に係る違反態様別の検挙人員は、密輸事犯が77人（+37人、+92.5%）で、うち暴力団構成員等は24人（+13人、+118.2%）、譲渡事犯は621人（+25人、+4.2%）で、うち暴力団構成員等は365人（+2人、+0.6%）と増加した。

一方、所持事犯は4,033人（-798人、-16.5%）で、うち暴力団構成員等は2,244人（-420人、-15.8%）、譲受事犯は240人（+7人、+3.0%）で、うち暴力団構成員等は80人（-23人、-22.3%）、使用事犯は6,515人（-1,037人、-13.7%）で、うち暴力団構成員等は3,326人（-341人、-9.3%）と減少した。

【表1 - 34】

表1-34 覚せい剤事犯に係る暴力団構成員等違反態様別検挙人員の推移

年別	区分	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18
総検挙人員		16,771	14,624	12,220	13,346	11,606
	うち暴力団構成員等	6,738	6,050	5,430	6,853	6,076
	同上比率 (%)	40.2	41.4	44.4	51.3	52.4
密輸		20	65	120	40	77
	うち暴力団構成員等	3	20	21	11	24
	同上比率 (%)	15.0	30.8	17.5	27.5	31.2
所持		5,983	5,171	4,229	4,831	4,033
	うち暴力団構成員等	2,620	2,266	2,049	2,664	2,244
	同上比率 (%)	43.8	43.8	48.5	55.1	55.6
譲渡		984	856	637	596	621
	うち暴力団構成員等	454	435	329	363	365
	同上比率 (%)	46.1	50.8	51.6	60.9	58.8
譲受		386	315	253	233	240
	うち暴力団構成員等	89	82	81	103	80
	同上比率 (%)	23.1	26.0	32.0	44.2	33.3
使用		9,281	8,143	6,898	7,552	6,515
	うち暴力団構成員等	3,528	3,212	2,926	3,667	3,326
	同上比率 (%)	38.0	39.4	42.4	48.6	51.1
その他		117	74	83	94	120
	うち暴力団構成員等	44	35	24	45	37
	同上比率 (%)	37.6	47.3	28.9	47.9	30.8

注 検挙人員には、覚せい剤原料に係る検挙人員を含む。

イ 営利犯の違反態様別

覚せい剤事犯の営利犯に係る違反態様別の検挙人員は、密輸事犯が73人（+45人、

+160.7%)で、うち暴力団構成員等は22人(+14人、+175.0%)と増加した。

一方、所持事犯は、274人(-51人、-15.7%)で、うち暴力団構成員等は179人(-37人、-17.1%)、譲渡事犯は126人(+17人、+15.6%)で、うち暴力団構成員等は77人(-2人、-2.5%)、譲受事犯は18人(+6人、+50.0%)で、うち暴力団構成員等は7人(-2人、-22.2%)と、いずれも減少した。

【表1-35】

表1-35 覚せい剤事犯の営利犯に係る暴力団構成員等違反態様別検挙人員の推移

年別	区分	平14	平15	平16	平17	平18
総検挙人員		437	368	509	479	492
	うち暴力団構成員等	225	215	277	314	285
	同上比率(%)	51.5	58.4	54.4	65.6	57.9
密輸		9	39	101	28	73
	うち暴力団構成員等	3	16	17	8	22
	同上比率(%)	33.3	41.0	16.8	28.6	30.1
所持		292	231	297	325	274
	うち暴力団構成員等	160	141	200	216	179
	同上比率(%)	54.8	61.0	67.3	66.5	65.3
譲渡		125	93	96	109	126
	うち暴力団構成員等	58	56	53	79	77
	同上比率(%)	46.4	60.2	55.2	72.5	61.1
譲受		8	3	11	12	18
	うち暴力団構成員等	3	2	5	9	7
	同上比率(%)	37.5	66.7	45.5	75.0	38.9
その他		3	2	4	5	1
	うち暴力団構成員等	1	0	2	2	0
	同上比率(%)	33.3	0.0	50.0	40.0	0.0

注 検挙人員には、覚せい剤原料に係る検挙人員を含む。

## 2 外国人密輸・密売組織の検挙状況

### (1) 概況

- ・ 来日外国人による覚せい剤事犯における営利犯の検挙人員は、83人(前年比+12人、+16.9%)と増加
- ・ イラン人については31人(-15人、-32.6%)で、来日外国人による覚せい剤事犯における営利犯の37.4%を占めた

【表1-37】

### (2) イラン人薬物密売組織

イラン人の覚せい剤事犯検挙人員は、60人(-28人、-31.8%)と減少した。このうち、営利犯は31人(-15人、-32.6%)と、全体の51.7%(-0.6ポイント)を占め、他の国籍に比べて高率であり、依然としてイラン人が覚せい剤の密売に深く関わっている。

【表1-36、1-37】

最近では、繁華街の路上、公園等における無差別な密売は減少し、客付携帯電話等を利用して客に接触場所を指定し、交渉役、代金受領役、見張り役、薬物渡し役等を分担するなどの方法により密売が敢行されていることから、これらイラン人密売組織に対する取締りを強化している。また、これらイラン人薬物密売組織は、薬物密売に絡む他組織との抗争、組織内のトラブル等から、過去には逮捕監禁、けん銃使用による殺人事件等を敢行しており、同組織の凶悪化・武装化が認められる。

表1-36 イラン人の薬物事犯別検挙人員の推移

区分	年別	平14	平15	平16	平17	平18
覚せい剤		165	109	74	88	60
大麻		40	12	9	12	8
麻薬及び向精神薬		9	8	0	3	8
	うちMDMA等合成麻薬	3	4	0	1	7
	うちコカイン	5	4	0	1	1
	うちヘロイン	1	0	0	1	0
あへん		23	6	6	4	5
合計		237	135	89	107	81

表1-37 来日外国人の覚せい剤事犯における営利犯検挙人員

	総数	イラン	フィリピン	ブラジル	中国(台湾)	中国(香港等)	その他
平成18年	427	60	57	143	9	7	151
うち営利犯	83	31	1	0	7	7	37
同上比率(%)	19.4	51.7	1.8	0.0	77.8	100.0	24.5
平成17年	412	88	78	99	6	2	139
うち営利犯	71	46	3	2	1	1	18
同上比率(%)	17.2	52.3	3.8	2.0	16.7	50.0	12.9

注：「中国」に「台湾」、「香港等」は含まない。

【事例1-35】イラン人による覚せい剤等密売事件（4月・5月・滋賀）

三重県内において密売を行っていたイラン人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）で逮捕、同人の居宅等の捜索において密売収益である現金約530万円を発見押収し、さらに麻薬特例法第5条違反で訴因変更請求を行った。

【事例1-36】イラン人密売組織による覚せい剤密売事件（6月・愛知）

愛知県内において覚せい剤などの密売を繰り返していたイラン人密売組織の5人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）で現行犯逮捕した。

(3) その他の来日外国人薬物密輸・密売組織の検挙状況

イラン人以外の来日外国人薬物密売組織については、ペルー人によるコカイン密売組織の検挙などがあった。

来日外国人による薬物密輸事犯で、検挙した主なものは、航空機を利用して、スーツケース等の手荷物に薬物を隠匿したり、薬物を身体に巻き付ける等の方法による携帯密輸入事犯であり、いわゆる「運び屋」を検挙している。

これら以外には、国際郵便による航空貨物等を利用して密輸入して、その受取人となった事案などがある。

【事例 1 - 37】ペルー人によるコカイン密売事件（5月・愛知）

県内のディスコにおけるコカイン使用によるパーティーを摘発し、コカイン密売組織であるペルー人経営者及び客を麻薬及び向精神薬取締法違反（所持）等で逮捕した。

【事例 1 - 38】中国人らによる覚せい剤密輸入事件（9月・兵庫）

兵庫県姫路港において中国船籍の貨物船で密輸入した覚せい剤を受け渡したとして、中国人船員ら3名を覚せい剤取締法違反で逮捕し、貨物船内等から覚せい剤合計約6kgを押収した。

【事例 1 - 39】錠剤型覚せい剤連続密輸入事件（9月・10月・大阪）

オランダから錠剤型覚せい剤を密輸入した英国人の男及びポーランド人の女を相次いで逮捕した。2人は、自称ナイジェリア人の男から報酬を得て日本に運ぶように依頼され、それぞれ、3万1,453錠、2万5,224錠をリュックサック及びポストンバック内に隠匿し、経由地を経て航空機で関西空港に持ち込んでいた。

【事例 1 - 40】中国人らによる覚せい剤等使用事件（10月・神奈川）

横浜市所在のディスコを摘発し、中国人ら20人を出入国管理及び難民認定法違反で検挙した。その後、尿から覚せい剤又はMDMAが検出された17人を覚せい剤取締法違反等で再逮捕した。

【事例 1 - 41】タイ人による乾燥大麻所持事件（12月・茨城）

自宅冷蔵庫に、乾燥大麻約7kgを隠匿していたタイ人2人を大麻取締法違反（営利目的所持）で通常逮捕した。

【事例 1 - 42】カナダ人による覚せい剤密輸入事件（12月・大阪）

カナダから覚せい剤約15kgをスーツケース内に隠匿して密輸入したイラン系カナダ人の男女5人を覚せい剤取締法違反（営利目的密輸入）などで逮捕した。

### 3 麻薬特例法適用状況

#### (1) 概況

- ・ 麻薬特例法を適用した事件は減少
- ・ 薬物犯罪収益等に着眼した検挙が増加

【表 1 - 3 8】

#### (2) 適用状況

麻薬特例法の適用状況は、同法第 5 条（業としての不法輸入等）を適用した事件が 40 件（ - 7 件、 - 14.9%）で、このうち密輸事件は 3 件（ - 2 件、 - 40.0%）、密売事件が 37 件（ - 5 件、 - 11.9%）であった。

同法第 5 条（業としての不法輸入等）を適用した事件のうち、主たる被疑者が暴力団構成員等であった事件は 17 件（ - 10 件、 - 37.0%）で、同じく主たる被疑者がイラン人であった事件は 5 件（ - 5 件、 - 50.0%）であった。

同法第 6 条（薬物犯罪収益等隠匿）を適用した事件は 5 件（ + 2 件、 + 66.7%）で、これらは全て「薬物犯罪収益等の取得について事実を偽装する行為」であった。

また、同法第 7 条（薬物犯罪収益等收受）を適用した事件は 5 件（ + 3 件、 + 150.0%）で、さらに、同法 14 条（薬物犯罪収益の推定）の規定により密売期間中の薬物犯罪収益を特定するなどして、同法第 19 条第 3 項（起訴前の没収保全）を適用した事件は 3 件（ - 5 件、 - 62.5%）となっており、薬物犯罪収益等に着眼した取締りが推進された。

【表 1 - 3 8、1 - 3 9】

表 1 - 3 8 麻薬特例法の適用状況の推移

区分	年別	平 4	平 5	平 6	平 7	平 8	平 9	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18
業としての不法輸入等（5条）		1	3	2	4	23	24	20	18	34	18	43	32	45	47	40
薬物犯罪収益等隠匿（6条）			1		2	2		2	1	2	3		8	5	3	5
薬物犯罪収益等收受（7条）				1			1						2		2	5
あおり又は唆し（9条）									1				2		1	1
起訴前の没収保全（19条3項）						1		1		2	4	7	8	5	8	3
合 計		1	4	3	6	26	25	23	20	38	25	50	52	55	61	54

注： 件数は、平成 4 年 7 月 1 日法律施行後の適用事件数で、薬物銃器対策課実務統計である。

表 1- 39 暴力団及びイラン人に係る麻薬特例法適用状況

年別	区分	業としての			薬物犯罪 収益等隠匿	薬物犯罪 収益等收受	あおり又は 唆し	起訴前の 没収保全
		不法輸入等	密輸事件	密売事件				
平成 18年		40	3	37	5	5	1	3
	うち暴力団構成員等	17	0	17	3	2	0	2
	同上比率 (%)	42.5	0.0	45.9	60.0	40.0	0.0	66.7
	うちイラン人	5	0	5	0	1	0	0
	同上比率 (%)	12.5	0.0	13.5	0.0	20.0	0.0	0.0
平成 17年		47	5	42	3	2	1	8
	うち暴力団構成員等	27	3	24	3	0	0	5
	同上比率 (%)	57.4	60.0	57.1	100.0	0.0	0.0	62.5
	うちイラン人	10	1	9	0	0	0	1
	同上比率 (%)	21.3	20.0	21.4	0.0	0.0	0.0	12.5

注 1 件数は、麻薬特例法適用事件数で、薬物銃器対策課実務統計である。

注 2 麻薬特例法適用事件で、主な被疑者が暴力団構成員等又はイラン人であるものを計上している。

### 《麻薬特例法第 5 条（業としての不法輸入等）適用事例》

#### 【事例 1 - 4 3】山口組傘下組織組員による覚せい剤密売事件（2 月・長野）

長野県内の覚せい剤乱用者数十名に覚せい剤を密売していた事件において、密売人らに対する捜査により、既に覚せい剤取締法違反で逮捕していた山口組傘下組織組員ら主要密売人に対して麻薬特例法第 5 条（業としての譲渡し）を立件し、訴因変更させた。

### 《麻薬特例法第 6 条（薬物犯罪収益等隠匿）適用事例》

#### 【事例 1 - 4 4】覚せい剤等密売組織による麻薬特例法違反事件（2 月・3 月・奈良）

薬物密売人と共謀し、薬物密売で得た犯罪収益を他人名義の郵便貯金口座に入金し隠匿した飲食店経営の女を逮捕し、麻薬特例法第 6 条（薬物犯罪収益等隠匿）を適用した。

### 《麻薬特例法第 7 条（薬物犯罪収益等收受）適用事例》

#### 【事例 1 - 4 5】覚せい剤等密売組織による麻薬特例法違反事件（5 月・6 月・奈良）

大阪市内等で覚せい剤を密売していた無職の女らが覚せい剤の密売で得た薬物犯罪収益であるとの情を知りながら場所代名目で現金を受け取っていた無職の男を逮捕し、麻薬特例法第 7 条（薬物犯罪収益等收受）を適用した。

## 《麻薬特例法第9条（あおり又は唆し）適用事例》

### 【事例1 - 46】インターネット利用麻薬特例法違反事件（6月・兵庫）

自己所有の携帯電話を使用し、インターネットの出会い系サイトの掲示板に大麻草を販売する内容を書き込み、不特定多数の利用者に閲覧可能にし、薬物濫用をあおる等したとして、飲食店経営の男に対し麻薬特例法第9条（あおり又は唆し）を適用した。

#### 4 インターネット利用による薬物密売事犯取締り状況

##### インターネットを利用した薬物密売事犯の検挙は減少した。

インターネットを利用した薬物密売事犯で、密売人（密売の首魁）を検挙した事件は13件（前年比 - 5件、- 27.8%）と減少した。これらの事件のうち、密売人が暴力団構成員等であった事件についても5件（- 5件、- 50.0%）と減少した。

また、主な密売薬物（押収薬物）の種類をみると、覚せい剤9件、大麻4件であった。

注1： 件数は、薬物銃器対策課実務統計による。

注2： インターネットを利用した薬物密売事犯で、その首魁等に相当する密売人を検挙した場合に事件単位ごとで計上している。よって、インターネットを利用して薬物を購入していた末端乱用者を検挙したのみの場合は、密売人（密売の首魁）の検挙がないので計上していない。

インターネットを利用した薬物の密売事犯の手口は、インターネットの掲示板等に密売サイトを掲載し、これにアクセスしてきた客から注文を受けて、購入量や金額、届出先をやりとりし、指定した口座に代金が振り込まれたのを確認した後、薬物を配送するというものなどで、ほとんどが非面接方式で、インターネット特有の匿名性を悪用したものであり、さらにそれら薬物の購入客は全国に及んでいることから、サイバーパトロールや客である末端乱用者からの突き上げ捜査を強化している。

##### 【事例1 - 47】 稲川会傘下組織組員らによるインターネット利用覚せい剤等密売事件 (4月・栃木)

インターネットの掲示板を利用して覚せい剤等を密売していた稲川会傘下組織組員ら薬物密売組織を覚せい剤取締法違反（譲渡）で逮捕するとともに、同法違反（譲受）で飲食店従業員らを逮捕した。

【事例 1 - 4 8】インターネット利用覚せい剤等密売事件（8月・北海道）

覚せい剤及び大麻の営利目的所持事実で逮捕した被疑者 2 人を取り調べたところ、インターネット等で知り合った少女らに、アルバイトと称してインターネットのサイトに覚せい剤等の密売広告を出させるなどして、東京、沖縄、福岡、広島、山梨、栃木、岩手、青森等全国各地に密売していることが判明したことから、客足を特定し、麻薬特例法（業としての譲渡し）事実で再逮捕した。

## 5 薬物犯罪組織の壊滅に向けた取組み状況

組織犯罪対策関係部門の一体的な取締りを推進し、薬物の密輸・密売組織の壊滅・弱体化が図られたことから、本年は、流通する覚せい剤の総量が減少し、仕入価格や取引価格が高騰、末端密売取引量が減少したり混ぜ物が増加するなど、国内流通量の抑制に一定の成果が認められた。また、コントロールド・デリバリー等の捜査手法の推進、麻薬特例法の積極的な活用に努めたほか、各都道府県警察のみではなく、他機関（税関、麻薬取締部、海上保安庁）を含めた合同捜査等も積極的に実施した。

【事例 1 - 49】北朝鮮ルート覚せい剤密輸入事件（5月・鳥取・警視庁・群馬・埼玉・愛知）

北朝鮮籍の貨物船を利用して覚せい剤数百kgを密輸入したとして、同密輸入事件の首魁である韓国籍の男及び暴力団極東会傘下組織組長らを逮捕、北朝鮮ルートが壊滅した。

【事例 1 - 50】密売組織による覚せい剤密売事件（5月・岡山）

東京ルートの覚せい剤密売事件を捜査した結果、卸元の男を本年5月、麻薬特例法違反（規制薬物としての譲渡）で再逮捕するとともに、岡山県内の密売人に約1kgの覚せい剤を密売したことが判明したことから、同法違反（規制薬物としての譲渡、薬物犯罪収益隠匿）で追送致した。同東京ルートでの一連の覚せい剤密売事件においては、密売人及び客を32人逮捕し、覚せい剤約40gを押収し、同ルートに関する県内密売組織が事実上壊滅した。

【事例 1 - 51】山口組傘下組織組長による覚せい剤使用事件（7月・和歌山）

山口組傘下組織会長を覚せい剤使用事実で逮捕し、組事務所などの関係箇所の一斉捜索を実施するなどの集中取締活動により、同会長から解散届出を提出させ、同暴力団組織が壊滅した。

【事例 1 - 52】稲川会傘下組織による覚せい剤密売事件（8月・新潟）

稲川会傘下組織組長ら11人を覚せい剤取締法違反で再逮捕等を行った結果、同組長から解散届を提出させ、同暴力団組織が壊滅した。

## 第5 薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故

### 1 薬物常用者による犯罪

平成18年の薬物常用者（覚せい剤常用者、麻薬常用者、大麻常用者、その他の薬物常用者及び有機溶剤等乱用者をいう。以下同じ。）による刑法犯及び特別法犯の検挙人員は、刑法犯が934人（前年比 - 169人、- 15.3%）、特別法犯が3,724人（- 339人、- 8.3%）と減少した。

殺人、強盗等の凶悪犯で検挙された者のうち、薬物常用者は75人（- 15人、- 16.7%）、暴行、傷害等の粗暴犯で検挙された者のうち、薬物常用者は172人（- 33人、- 16.1%）と減少した。

#### 【表1 - 40】

薬物別では、覚せい剤常用者については、刑法犯が682人（- 141人、- 17.1%）、特別法犯が2,939人（- 343人、- 10.5%）と減少した。

#### 【表1 - 41】

注1：「覚せい剤常用者」、「麻薬常用者」、「大麻常用者」、「その他の薬物常用者」とは、それぞれ、覚せい剤、麻薬、大麻、あへん及び向精神薬を常用している者をいい、中毒症状にあるか否かを問わない。

注2：「有機溶剤等乱用者」とは、トルエン等の有機溶剤又はこれらを含むシンナー、接着剤等を常習的に乱用している者をいい、中毒症状にあるか否かを問わない。

表1 - 40 薬物常用者による刑法犯及び特別法犯検挙人員の推移

年次 罪種等	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
刑法犯検挙人員	818	879	958	993	985	954	1,011	971	1,103	934
凶悪犯	60	74	74	85	92	84	69	84	90	75
殺人	6	18	16	20	20	22	12	16	19	11
強盗	31	25	38	40	49	40	38	45	51	53
放火	9	9	9	12	12	10	10	5	8	4
強姦	14	22	11	13	11	12	9	18	12	7
粗暴犯	146	141	159	204	210	157	177	184	205	172
暴行	11	18	24	21	19	15	17	24	32	32
傷害	85	75	83	109	111	96	95	94	102	98
脅迫	7	4	8	19	11	11	9	8	6	4
恐喝	43	44	44	55	69	35	55	58	65	36
凶器準備集合	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
窃盗犯	422	472	531	470	482	497	507	466	526	472
その他	190	192	194	234	201	216	258	237	282	215
特別法犯検挙人員	6,943	6,374	7,260	7,823	7,165	6,543	5,981	4,200	4,063	3,724
銃刀法	51	51	45	40	25	26	28	26	27	24
その他	6,892	6,323	7,215	7,783	7,140	6,517	5,953	4,174	4,036	3,700

表 1 - 4 1 薬物別常用者による刑法犯及び特別法犯検挙人員の推移

区分	年次	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
刑法犯薬物常用者		818	879	958	993	985	954	1,011	971	1,103	934
	覚せい剤常用者	509	530	606	676	680	647	697	693	823	682
	麻薬等常用者	89	85	123	98	92	98	105	130	150	135
	有機溶剤等乱用者	220	264	229	219	213	209	209	148	130	117
特別法犯薬物常用者		6,943	6,374	7,260	7,823	7,165	6,543	5,981	4,200	4,063	3,724
	覚せい剤常用者	5,484	4,705	5,671	6,444	5,865	5,268	4,578	3,178	3,282	2,939
	麻薬等常用者	286	324	319	307	325	373	485	386	349	419
	有機溶剤等乱用者	1,173	1,345	1,270	1,072	975	902	918	636	432	366

注：「麻薬等常用者」とは、「麻薬常用者」、「大麻常用者」及び「その他の薬物常用者」をいう。

【事例 1 - 5 3】建造物侵入（1月・愛知）

無職の男は、覚せい剤を使用して、高校の敷地内の武道場に侵入した。同人の覚せい剤使用事実が判明したほか、覚せい剤と女性の衣服を隠し持っていたことが判明した。

【事例 1 - 5 4】監禁致死（1月・香川）

無職の男は、覚せい剤を使用して、金属バットを振り回すなどして知人の男性を脅し、車内に押し込み監禁した。逃げようとした男性は、車内から飛び降り頭を強く打つなどして死亡した。同無職の男の覚せい剤使用事実が判明した。

【事例 1 - 5 5】窃盗・公務執行妨害（2月・山梨）

無職の男は、覚せい剤を使用して、妻とともに家電量販店でAV機器を万引きし、約40キロを車両で逃走した後、車両を停止させようとした警察車両に衝突し、さらに逃走を図った。同人の覚せい剤使用事実が判明した。

【事例 1 - 5 6】公務執行妨害（5月・静岡）

自称会社経営の男は、盗難ナンバープレートを付けた車両で走行していたことから、パトカーの追跡を受けたが、次々に体当たりするなどして総距離百数十キロメートルに渡り逃走した。同人の覚せい剤使用事実が判明するとともに、車両内に覚せい剤、乾燥大麻、MDMAを隠し持っていたことが判明した。

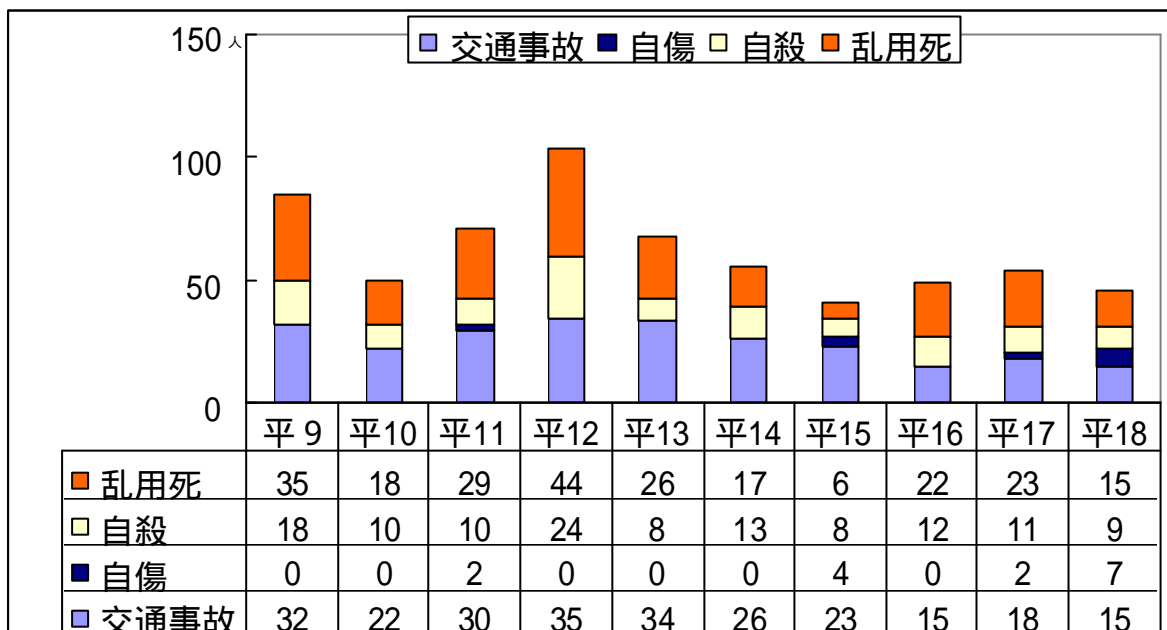
【事例 1 - 5 7】危険運転致傷（9月・奈良）

暴力団周辺者の男は、盗難車両を使用していたところ、警察官に気付かれたのを察知したことから車両で逃走したが、交差点において信号を無視し、路線バスに衝突して乗客16名を負傷させた。同人の覚せい剤使用事実が判明した。

## 2 薬物に起因する事故

薬物に起因する乱用死者数等（乱用死、自殺及び自傷による死傷者数並びに交通事故をいう。以下同じ。）の推移は、図のとおりである。平成18年中の乱用死者数等は、乱用死が15人（前年比 - 8人、- 34.8%）、自殺が9人（- 2人、- 18.2%）、自傷が7人（+ 5人、+ 250.0%）、交通事故が15人（- 3人、- 16.7%）の合計46人（- 8人、- 14.8%）であった。

図 薬物に起因する乱用死者数等の推移



### 【事例1 - 58】自傷（2月・北海道）

無職の男は、自宅で覚せい剤を使用して、精神的に不安定な状態に陥り、急に後悔の念にとらわれて「覚せい剤を止めるには指を切断するしかない。」と考え、居室内にあった出刃包丁で自ら左手薬指を切断した。同人の覚せい剤使用事実が判明した。

### 【事例1 - 59】自殺（3月・千葉）

無職の男は、覚せい剤を使用して、錯乱状態に陥り、ホテルの10階から飛び降り死亡した。同人の覚せい剤使用事実が判明した。

### 【事例1 - 60】自殺未遂（5月・和歌山）

大学生の男は、自宅において、インターネットで購入した薬物を服用したところ、錯乱状態に陥り、自宅2階から飛び降りて自殺を図った。同人の自宅からは、麻薬である5-MeO-DIPTを含有した薬物が発見された。

【事例 1 - 6 1】自傷（6月・北海道）

暴力団周辺者の男は、大麻を使用して、錯乱状態に陥り、知人宅であるマンションのベランダから飛び降り重傷を負った。知人宅からは、乾燥大麻が入ったビニール袋、吸引用パイプが発見された。

【事例 1 - 6 2】乱用死（9月・高知）

無職の男は、覚せい剤を使用して、自宅において痙攣を起こし暴れ、病院に搬送されたが心不全で死亡した。同人の覚せい剤使用事実が判明した。

## 第2章 銃器情勢

平成18年中における銃器情勢を概観すると、

- 1 銃器発砲事件についてはけん銃発砲事件も含め、発生件数、死傷者数ともいずれも過去最少の水準で推移しており、暴力団等が関与する銃器発砲事件についても減少し、対立抗争事件の発生はなかった。
- 2 けん銃使用事件の認知件数は、減少傾向である。
- 3 けん銃押収丁数は減少傾向であるが、密輸入事件のけん銃押収丁数は増加した。
- 4 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は増加しており、約7割近くを暴力団構成員等が占めている。

などがあげられ、全体的には、けん銃の潜在化傾向がうかがえることから、暴力団等をはじめとする犯罪組織の実態解明とけん銃摘発に向けた更なる突き上げ捜査の徹底を図る必要がある。

### 第1 銃器犯罪情勢

#### 1 銃器発砲事件

##### (1) 発生状況

銃器発砲事件の発生件数は53件（前年比 - 23件、 - 30.3%）と減少、同事件による死傷者数も19人（ - 3人、 - 13.6%）と減少し、ともに過去最少であった。

これは、暴力団等によるとみられるものの発生が36件（ - 15件、 - 29.4%）と減少し、さらに暴力団の対立抗争に伴う発砲事件は0件（ - 11件、 - 100.0%）といずれも減少していることが原因と認められた。

##### 【表2 - 1】

銃器発砲事件の統計数値は、発生件数は昭和63年以降、死者数は昭和62年以降、負傷者数は平成6年以降を把握している。

表2 - 1 銃器発砲事件数及び死傷者数の推移

	平14	平15	平16	平17	平18
発 砲 総 数	158	139	104	76	53
暴力団等	112	104	85	51	36
対立抗争	21	32	19	11	0
その他・不明	46	35	19	25	17
死 傷 者 数	58(23)	67(25)	38(17)	22(13)	19(11)
死 者 数	24( 5)	35(11)	17( 5)	10( 4)	2( 1)
負 傷 者 数	34(18)	32(14)	21(12)	12( 9)	17(10)

注1： 「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれるものを含む。

注2： 「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。

注3： 「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。

注4： ( )内は、暴力団構成員及び準構成員以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

## (2) 銃種別内訳

銃器発砲事件53件のうち、けん銃が使用されたのは49件と全体の92.5%を占め、猟銃等（散弾銃、ライフル銃及び空気銃）は3件及び小銃が使用されたものは1件であった。

【表2 - 2】

表2 - 2 銃器発砲事件の銃種別内訳

	平14	平15	平16	平17	平18
発 砲 件 数	158	139	104	76	53
け ん 銃	142	129	97	63	49
猟 銃 等	16	10	7	13	3
その他・不明	0	0	0	0	1

注： ここでいう「猟銃等」には散弾銃、ライフル銃及び空気銃を、「その他・不明」には小銃等を含む。

## (3) 地域別発生状況

銃器発砲事件の地域別発生状況を管区別にみると、北海道、東北、関東（警視庁を含む。）、中部、近畿、中国及び四国では減少又は横ばいであるが、九州は23件（+9件、+64.3%）の発生で全体の43.4%を占め増加した。

平成15年以前は、東日本（警視庁を含む関東以東）での発砲事件の発生件数が西日本（中部以西）を大きく上回っていたところ、16年以降は、西日本における発生が全体の半数以上を占めた。

## (4) 死傷者数

銃器発砲事件による死傷者数は19人（-3人、-13.6%）と減少した。うち死者数は2人で8人減少したものの、負傷者数は17人で、5人増加した。負傷者17人の内訳は、暴力団構成員等が7人、それ以外が10人であった。

【表2 - 1】

《銃器発砲による主な死傷事例》

【事例 2 - 1】ミニコミ紙主宰男性に対するけん銃使用殺人未遂事件（3月・香川）

高松市内の住宅街において、車で帰宅、自宅に入ろうとしたミニコミ紙社主が、目出し帽をかぶった男にけん銃数発を撃たれ、1発が右足に当たり負傷、被疑者は元暴力団組員で、犯行後、駐在所に出頭したところを逮捕した。

【事例 2 - 2】暴力団組長に対するけん銃使用殺人事件（3月・茨城）

石岡市内に居住する自称金融業の極東会傘下組長が、自宅居間において、何者かにけん銃で頭部を撃たれ死亡した。

【事例 2 - 3】暴力団組員に対するけん銃使用殺人未遂事件（5月・佐賀）

唐津市内の路上において、車両を運転中の道仁会傘下の組員が、二人乗りバイクの男に追い越し際、けん銃で撃たれ、右肩・顎を負傷した。

【事例 2 - 4】無職男性に対するけん銃使用殺人事件（6月・佐賀）

三養基郡みやき町のパチンコ店前において、車内生活をする無職男性2人が、日雇い仕事のことで喧嘩となり、被害者がけん銃で胸部を撃たれ死亡、被疑者は犯行後に車両で逃走したが、緊急配備中の警察官が逮捕した。

【事例 2 - 5】会社役員に対するけん銃使用殺人未遂事件（6月・埼玉）

桶川市内の路上において、会社役員の男性が車両を駐車させたところ、これを待ち伏せていた見知らぬ男に、車両の運転席側からけん銃で右顔面を1発撃たれ負傷した。

【事例 2 - 6】暴力団幹部に対するけん銃使用殺人未遂事件（7月・熊本）

合志市内に居住する暴力団幹部が車で帰宅したところ、歩いてきた見知らぬ男に突然けん銃4発を撃たれ、うち一発が右上腕部に当たり負傷した。

【事例 2 - 7】鉄筋工に対するけん銃使用殺人未遂事件（9月・埼玉）

越谷市内の路上において、酒に酔った鉄筋工が歩行中、何者かにけん銃で腹部を撃たれて負傷した。

【事例 2 - 8】元暴力団組員に対するけん銃使用殺人未遂事件（12月・警視庁）

都内渋谷区内の社員寮において、同社員が就寝中、顔見知りの暴力団組員が室内に押し入り、いきなりけん銃を4発発砲し、うち1発を腹部に命中させ逃走した。その後、警察署に出頭したため逮捕した。

## 2 銃器使用事件

### (1) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件（銃器様のものを含む。）の認知件数は325件（前年比 - 64件、- 16.4%）と減少した。

罪種別では、殺人が23件（- 1件、- 4.2%）と減少、強盗が111件（± 0件、± 0.0%）と同数。また、殺人、強盗以外の罪種での認知件数は191件（- 63件、- 24.8%）と減少した。

【表 2 - 3】

ここでいう「銃器」には、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）第2条第1項にいう「銃砲（けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃）」に加え、「銃器様のもの」（銃器らしきものを突き付け、見せるなどして犯行に及び事件において、被害者、参考人等の供述により銃器と推定されるもの。）を含む。

銃器使用事件は犯罪統計に基づくものであり、「けん銃」及び「けん銃様のもの」を使用した「けん銃使用事件」と、「その他銃砲」及び「その他銃砲様のもの」を使用した「その他銃砲使用事件」とに分類される。

表 2 - 3 銃器使用事件の認知件数の推移（銃器様のものを含む。）

	平14	平15	平16	平17	平18
認知件数	375	405	476	389	325
殺人	47	51	42	24	23
強盗	151	126	134	111	111
その他	177	228	300	254	191

注：殺人及び強盗については、未遂及び予備を含む。

### (2) 銃器使用事件の検挙状況

銃器使用事件の検挙件数は204件（+ 6件、+ 3.0%）と増加した。

罪種別では、殺人が12件（- 7件、- 36.8%）と減少、強盗が63件（+ 9件、+ 16.7%）と増加した。また、殺人、強盗以外の罪種での検挙件数は129件（+ 4件、+ 3.2%）と増加した。

このうち、暴力団構成員等が関与する事件の検挙件数は51件（- 16件、- 23.9%）と減少した。

罪種別では、殺人が10件（- 4件、- 28.6%）と減少、強盗が14件（+ 1件、+ 7.7%）と増加した。また、殺人、強盗以外の罪種での検挙件数は27件（- 13件、- 32.5%）と減少した。

検挙された銃器使用事件を銃種別でみると、実際にけん銃や猟銃等が使用された事件は73件（+ 3件、+ 4.3%）と増加しているが、模造けん銃やエアソフトガン等（以下「模造けん銃等」という。）使用された事件は131件と、全体に占める割合

は依然として高率（64.2％）であった。

【表2 - 4、2 - 5】

表2 - 4 銃器使用事件の検挙件数の推移

	平14	平15	平16	平17	平18
検 挙 件 数	272(102)	241( 94)	255(101)	198( 67)	204( 51)
殺 人	42( 32)	34( 26)	31( 26)	19( 14)	12( 10)
強 盗	102( 21)	73( 17)	69( 30)	54( 13)	63( 14)
そ の 他	128( 49)	134( 51)	155( 45)	125( 40)	129( 27)

注1：殺人及び強盗については、未遂及び予備を含む。

注2：（ ）内は、暴力団構成員等の検挙件数を内数で示す。

注3：検挙件数には、真正けん銃、改造けん銃及び猟銃等を使用したもののほか、模造けん銃等を使用したものも含む。

表2 - 5 検挙された銃器使用事件の銃種別の推移

	平14	平15	平16	平17	平18
検 挙 件 数	272	241	255	198	204
銃 砲	123	113	102	70	73
構 成 比	45.2%	46.9%	40.0%	35.4%	35.8%
模 造 けん銃等	149	128	153	128	131
構 成 比	54.8%	53.1%	60.0%	64.6%	64.2%

### 3 けん銃使用事件

#### (1) けん銃使用事件の認知状況

けん銃使用事件（けん銃様のものを含む。）の認知件数は182件（前年比 - 18件、- 9.0％）と減少したが、銃器使用事件の全体の56.0％を占めている。

罪種別では、殺人が21件（± 0件、± 0.0％）と同数、強盗が96件（+ 5件、+ 5.5％）と増加した。また、殺人、強盗以外の罪種での認知件数は65件（- 23件、- 26.1％）と減少した。

【表2 - 6】

ここでいう「けん銃様のもの」とは、けん銃らしき物を突き付け、見せるなどして犯行に及ぶ事件において、被害者、参考人等の供述等からけん銃と推定されるものをいう。

表2 - 6 けん銃使用事件の認知件数の推移（けん銃様のものを含む。）

	平14	平15	平16	平17	平18
認 知 件 数	251	242	277	200	182
殺 人	43	45	36	21	21
強 盗	128	99	126	91	96
そ の 他	80	98	115	88	65

注：殺人及び強盗については、未遂及び予備を含む。

## 《けん銃発砲を伴う強盗事件の事例》

### 【事例 2 - 9】 特定郵便局に対するけん銃使用の強盗殺人未遂事件（2月・警視庁）

日野市内の特定郵便局にけん銃を所持した男1人が押し入り、局長に発砲し、現金約90万円を強取するとともに局長に重傷を負わせ逃走、被疑者2人（実行役1人と処分役1人）を3月に逮捕した。

### 【事例 2 - 10】 現金輸送車に対するけん銃使用の強盗事件（4月・静岡）

伊豆の国市内のパチンコ店駐車場において2人組の男が、売上金（約1,100万円）輸送中の警備員に対し、けん銃1発を上空に発砲するなどして脅かし、売上金在中のバックを強取し逃走、被疑者3人を10月に逮捕した。

## (2) けん銃使用事件の検挙状況

けん銃使用事件の検挙件数（犯罪供用物としてけん銃が使用されたもの。）は33件（-17件、-34.0%）と減少した。

罪種別では、殺人が11件（-6件、-35.3%）と減少、強盗が9件（-8件、-47.1%）と減少した。また、殺人、強盗以外の罪種での検挙件数は13件（-3件、+18.8%）と減少した。

このうち、暴力団構成員等が関与する事件の検挙件数は23件で、全体の69.7%を占めた。

罪種別では、殺人が10件（-4件、-28.6%）と減少、強盗が4件（-3件、-42.9%）と減少した。また、殺人、強盗以外の罪種での検挙件数は9件（-2件、-18.2%）と減少した。

暴力団構成員等の組織別内訳を見ても、主要三団体である山口組14件（60.9%）、稲川会3件（13.0%）、住吉会1件（4.4%）で全体の8割近くを占め、その他は5件（21.7%）であった。

一方、来日外国人によるけん銃使用事件の検挙件数は5件で、全体の15.2%を占めた。罪種別の内訳は、逮捕監禁2件のほか、強盗、脅迫及び略取誘拐が各1件となっており、国籍別の内訳は、韓国3件のほか、中国が2件であった。

### 【表 2 - 7、2 - 8】

けん銃使用事件の認知件数と検挙件数は、前者はけん銃様のものが使用された事件を含むのに対して、後者はこれを含まない。

表2 - 7 けん銃使用事件の検挙件数の推移

	平14	平15	平16	平17	平18
検 挙 件 数	80( 58)	71( 55)	77( 59)	50( 32)	33( 23)
殺 人	37( 32)	30( 26)	27( 26)	17( 14)	11( 10)
強 盗	21( 10)	13( 5)	29( 18)	17( 7)	9( 4)
そ の 他	22( 16)	28( 24)	21( 15)	16( 11)	13( 9)

注1：殺人及び強盗については、未遂及び予備を含む。

注2：（ ）内は、暴力団構成員等の検挙件数を内数で示す。

表2 - 8 けん銃使用事件の検挙事件のうち暴力団構成員等による事件の組織別内訳

	平14	平15	平16	平17	平18
合 計	58	55	59	32	23
山 口 組	31	28	26	15	14
構 成 比	53.5%	50.9%	44.1%	46.9%	60.9%
殺 人	16	10	9	7	7
強 盗	9	2	10	3	2
そ の 他	6	16	7	5	5
稲 川 会	5	7	2	3	3
構 成 比	8.6%	12.7%	3.4%	9.4%	13.0%
殺 人	3	5	1	2	2
強 盗	1	1	0	0	0
そ の 他	1	1	1	1	1
住 吉 会	10	6	14	5	1
構 成 比	17.2%	10.9%	23.7%	15.6%	4.4%
殺 人	7	5	9	1	0
強 盗	0	1	4	3	1
そ の 他	3	0	1	1	0
そ の 他	12	14	17	9	5
構 成 比	20.7%	25.5%	28.8%	28.1%	21.7%
殺 人	6	6	7	4	1
強 盗	0	1	4	1	1
そ の 他	6	7	6	4	3

注：殺人及び強盗については、未遂及び予備を含む。

## 第2 銃器事犯取締状況

### 1 けん銃等の押収状況

けん銃の押収丁数は458丁（前年比 - 31丁、 - 6.3%）と減少した。特に、暴力団構成員等からの押収は204丁（ - 39丁、 - 16.0%）と減少した。

【表2 - 9】

表2 - 9 けん銃の押収状況の推移

	平14	平15	平16	平17	平18
押収丁数	747	785	601	489	458
暴力団構成員等	327	334	309	243	204
構成比	43.8%	42.5%	51.4%	49.7%	44.5%
その他・不明	420	451	292	246	254
構成比	56.2%	57.5%	48.6%	50.3%	55.5%

#### (1) 製造国別押収状況

押収したけん銃458丁のうち、真正けん銃は407丁（88.9%）、改造けん銃は51丁（11.1%）であった。なお、真正けん銃には、旧日本軍人所有のけん銃81丁、密造けん銃30丁が含まれていた。

真正けん銃を製造国別で見ると、アメリカ製が107丁（26.3%）で最も多く、次いで日本製が68丁（16.7%）、フィリピン製が41丁（10.1%）、ベルギー製が32丁（7.9%）、ロシア（旧ソ連）製が21丁（5.2%）であった。

なお、日本製のものの内訳は、旧日本軍の十四年式が28丁、九四式が20丁、その他20丁であった。

【表2 - 10、2 - 11】

表2 - 10 押収けん銃の真正・改造別内訳の推移

	平14	平15	平16	平17	平18
真正けん銃	675	644	527	440	407
構成比	90.4%	82.0%	87.7%	90.0%	88.9%
改造けん銃	72	141	74	49	51
構成比	9.6%	18.0%	12.3%	10.0%	11.1%
合計	747	785	601	489	458

注：真正けん銃には、密造けん銃を含む。

表 2 - 1 1 真正けん銃の製造国別押収状況の推移

	平14	平15	平16	平17	平18
アメリカ	191	189	160	126	107
中国	42	50	22	34	19
フィリピン	33	56	35	30	41
ロシア(旧ソ連)	36	39	53	38	21
ブラジル	27	25	16	22	15
ベルギー	35	25	26	40	32
イタリア	26	40	19	13	11
ドイツ	23	32	28	19	13
スペイン	17	11	8	9	6
日本	81	64	56	59	68
その他	15	15	19	12	5
不明	149	98	85	38	69
合計	675	644	527	440	407

(2) 銃種別押収状況

押収した真正けん銃407丁を銃種別に見ると、S & Wが38丁(9.3%)で最も多く、次いでパルティックが29丁(7.1%)、ブローニングが29丁(7.1%)、マカロフ型が22丁(5.4%)と続いた。

【表 2 - 1 2】

表 2 - 1 2 押収した真正けん銃の銃種別内訳

銃種 (製造国)	平14	平15	平16	平17	平18
トカレフ型 (主に中国)	37	58	29	29	16
S & W (アメリカ)	61	76	53	38	38
パルティック (フィリピン)	21	42	22	15	29
ブローニング (ベルギー)	24	18	22	33	29
マカロフ型 (主にロシア)	41	40	57	40	22
ロッシ (ブラジル)	9	10	7	6	3
その他	482	400	337	279	270
合計	675	644	527	440	407

注：パルティックけん銃は、フィリピンのセブ島を中心に密造されているけん銃の総称。

(3) 暴力団構成員等から押収したけん銃の組織別内訳

暴力団構成員等から押収したけん銃204丁の組織別内訳を見てみると、山口組103丁(50.5%)、稲川会45丁(22.0%)、住吉会24丁(11.8%)、その他32丁(15.7%)であった。

【表 2 - 1 3】

表 2 - 1 3 暴力団構成員等から押収したけん銃の組織別内訳の推移

	平14	平15	平16	平17	平18
山 口 組	114	118	142	121	103
構 成 比	34.9%	35.3%	45.9%	49.8%	50.5%
稲 川 会	51	32	33	24	45
構 成 比	15.6%	9.6%	10.7%	9.9%	22.0%
住 吉 会	34	93	47	17	24
構 成 比	10.4%	27.8%	15.2%	7.0%	11.8%
そ の 他	128	91	87	81	32
構 成 比	39.1%	27.3%	28.2%	33.3%	15.7%
合 計	327	334	309	243	204

(4) 自首減免の対象となったけん銃の押収状況

押収したけん銃458丁のうち、自首減免の対象となったものは全体の10.5%に当たる48丁（-12丁、-20.0%）であった。

なお、自首減免の対象となったけん銃のうち、暴力団構成員等の提出に係るものは32丁で、対象となったけん銃の66.7%を占めた。

【表 2 - 1 4】

表 2 - 1 4 自首減免の対象となったけん銃の押収の推移

	平14	平15	平16	平17	平18
押 収 丁 数	747	785	601	489	458
う ち 自 首	100	78	69	60	48
構 成 比	13.4%	9.9%	11.5%	12.3%	10.5%
うち暴力団構成員等	65	62	57	50	32
構 成 比	65.0%	79.5%	82.6%	83.3%	66.7%

(5) けん銃実包の押収状況

押収したけん銃実包の押収量は12,756個（+3,177個、+33.2%）であった。このうち、暴力団構成員等からの押収は3,060個（-96個、-3.0%）で、押収個数全体の24.0%を占めた。

【表 2 - 1 5】

表 2 - 1 5 けん銃実包の押収の推移

	平14	平15	平16	平17	平18
押 収 個 数	12,249	17,945	10,293	9,579	12,756
暴力団構成員等	4,247	4,986	3,469	3,156	3,060
構 成 比	34.7%	27.8%	33.7%	32.9%	24.0%
そ の 他 ・ 不 明	8,002	12,959	6,824	6,423	9,696
構 成 比	65.3%	72.2%	66.3%	67.1%	76.0%

(6) 小銃等の押収状況

小銃等（小銃、機関銃及び砲）の押収は12丁（+6丁、+100.0%）であった。

【表2-16】

表2-16 小銃等の押収の推移

	平14	平15	平16	平17	平18
押収丁数	4	15	6	6	12

注：小銃等とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

(7) インターネットを利用して取引されたけん銃の押収状況

インターネットを利用して取引されたけん銃の押収丁数は28丁（-7丁、-20.0%）であった。

【表2-17】

表2-17 インターネットを利用して取引されたけん銃の押収状況

	平14	平15	平16	平17	平18
押収丁数	115	201	55	35	28
暴力団構成員等	4	2	4	6	0

## 2 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

検挙した銃刀法違反事件のうち、けん銃及びけん銃部品に係る検挙件数は265件（前年比 - 22件、 - 7.7%）と減少、検挙人員は289人（+ 44件、 + 18.0%）と増加した。

このうち、暴力団構成員等が関与する事件の検挙件数は160件（ - 20件、 - 11.1%）と減少、検挙人員は191人（+ 34人、 + 21.7%）と増加した。

【表2 - 18】

表2 - 18 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況の推移

	平14	平15	平16	平17	平18
検 挙 件 数	397	453	390	287	265
暴力団構成員等	271	257	254	180	160
構 成 比	68.3%	56.7%	65.1%	62.7%	60.4%
検 挙 人 員	380	419	360	245	289
暴力団構成員等	263	250	240	157	191
構 成 比	69.2%	59.7%	66.7%	64.1%	66.1%

注：けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反には、けん銃の密輸入罪、けん銃の不法所持罪（加重所持を含む。）、発射罪、けん銃部品所持罪等が含まれる。

### (1) 検挙された暴力団構成員等の組織別内訳

検挙した暴力団構成員等の検挙人員を組織別内訳で見ると、主要三団体である山口組112人（58.6%）、稲川会24人（12.6%）、住吉会22人（11.5%）で全体の8割強を占め、その他は33人（17.3%）であった。

【表2 - 19】

表2 - 19 検挙された暴力団構成員等の組織別内訳

	平14	平15	平16	平17	平18
検 挙 件 数	271	257	254	180	160
山 口 組	127	119	117	82	82
構 成 比	46.8%	46.3%	46.1%	45.6%	51.3%
稲 川 会	36	39	32	20	16
構 成 比	13.3%	15.2%	12.6%	11.1%	10.0%
住 吉 会	43	51	44	19	25
構 成 比	15.9%	19.8%	17.3%	10.5%	15.6%
そ の 他	65	48	61	59	37
構 成 比	24.0%	18.7%	24.0%	32.8%	23.1%
検 挙 人 員	263	250	240	157	191
山 口 組	128	120	110	77	112
構 成 比	48.7%	48.0%	45.8%	49.0%	58.6%
稲 川 会	29	38	28	18	24
構 成 比	11.0%	15.2%	11.7%	11.5%	12.6%
住 吉 会	36	51	26	19	22
構 成 比	13.7%	20.4%	10.8%	12.1%	11.5%
そ の 他	70	41	76	43	33
構 成 比	26.6%	16.4%	31.7%	27.4%	17.3%

(2) 検挙された暴力団構成員等の地位別内訳

検挙された暴力団構成員等の地位別内訳をみると、首領11人（5.8%）、幹部58人（30.4%）、組員52人（27.2%）、準構成員70人（36.6%）であった。

【表2 - 20】

表2 - 20 検挙された暴力団構成員等の地位別内訳

	平14	平15	平16	平17	平18
検 挙 人 員	263	250	240	157	191
首 領	14	20	13	13	11
構 成 比	5.3%	8.0%	5.4%	8.3%	5.8%
幹 部	87	94	84	41	58
構 成 比	33.1%	37.6%	35.0%	26.1%	30.4%
組 員	75	62	53	44	52
構 成 比	28.5%	24.8%	22.1%	28.0%	27.2%
準 構 成 員	87	74	90	59	70
構 成 比	33.1%	29.6%	37.5%	37.6%	36.6%

3 武器庫事件の摘発状況

武器庫事件(暴力団等の犯罪組織の組織管理に係る3丁以上のけん銃押収事件をいう。)の摘発は7件、36丁(前年比 - 4件、 - 20丁)であった。

【表2 - 21】

表2 - 21 武器庫事件の摘発状況の推移

	平14	平15	平16	平17	平18
検 挙 件 数	8	10	11	11	7
押 収 丁 数	68	60	49	56	36
平均押収丁数	8.5	6.0	4.5	5.1	5.1

## 《武器庫摘発の事例》

### 【事例 2 - 1 1】山口組山健組傘下組織に係る武器庫事件（2月・群馬）

稲川会傘下組織組長殺人事件の捜査において、組長の命を受けけん銃を隠匿した旨の自供を得て、捜索を実施して安中市内所在の会社資材置き場水道管の中にけん銃3丁及び実包216個を発見・押収し、組員ら関係者を逮捕した。

### 【事例 2 - 1 2】稲川会傘下組織に係る武器庫事件（3月・警視庁・神奈川）

けん銃密輸事件の捜査で、稲川会系組員居室内の段ボール箱内からけん銃11丁、機関けん銃3丁、自動小銃2丁、実包574個等を発見押収し、同人を銃刀法違反で現行犯逮捕するとともに、けん銃等を預けた同組組員を逮捕した。

### 【事例 2 - 1 3】山口組傘下組織に係る武器庫事件（7月・岩手）

山口組傘下組織幹部に係るけん銃情報を入手し、幹部交友者宅からけん銃4丁、実包89個を発見押収し、同人を銃刀法違反で現行犯逮捕するとともに、けん銃等を預けた同幹部を逮捕した。

### 【事例 2 - 1 4】山口組傘下組織に係る武器庫事件（10月・警視庁）

山口組傘下組織に係るけん銃情報に基づき、同組織組員の自宅居室に置かれた手提げ袋内等からけん銃3丁、実包28個を発見押収し、同人を銃刀法違反で現行犯逮捕した。

### 【事例 2 - 1 5】稲川会傘下組織に係る武器庫事件（10月・神奈川）

稲川会傘下組織に係る武器庫情報を入手し、同組員宅前の車両トランク内からけん銃3丁、実包53個及び大麻約6キ口等を発見押収し、同人を銃刀法・大麻法違反等で現行犯逮捕するとともに、関係先において覚せい剤等が発見押収し、同組織組員等3人を逮捕した。

### 【事例 2 - 1 6】浅野組傘下組織に係る武器庫事件（11月・岡山・山口）

浅野組傘下フロント企業役員らが敢行した恐喝事件の捜査過程において武器庫情報を入手、同役員使用車両からけん銃2丁、実包161個を発見押収し、同役員を銃刀法違反で現行犯逮捕するとともに、隠匿に関わった共犯者3人及び同けん銃を保管させていた同企業社長を逮捕、更にけん銃1丁を押収した。

### 【事例 2 - 1 7】稲川会傘下組織に係る武器庫事件（11月・警視庁）

稲川会傘下組織に係る詐欺事件捜査の過程において、同組織関係先を一斉捜索したところ、同傘下組織関係企業事務所内にあったバック内からけん銃4丁、実包44個を発見押収し、同バックの所有者であった組員を逮捕した。

#### 4 密輸入事件の摘発状況

密輸入事件の摘発状況は、6件（前年比+3件）、14人（+9人）を検挙し、件数・人員とも増加した。

このうち、けん銃密輸入事件の摘発は、2件（±0件）、8人（+4人）であり、押収したけん銃は12丁（+8丁）であった。

なお、仕出地はフィリピン及びアメリカであった。

【表2-22、2-23、2-24】

表2-22 密輸入事件の摘発状況の推移

	平14	平15	平16	平17	平18
検挙件数	5(3)	13(8)	4(3)	3(2)	6(2)
検挙人員	7(5)	17(10)	5(4)	5(4)	14(8)

注1：検挙件数及び検挙人員には、けん銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、けん銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

注2：検挙件数欄及び検挙人員欄の（ ）内は、けん銃密輸入事件（予備を含む。）の検挙件数及び検挙人員を内数で示す。

表2-23 密輸入事件のけん銃押収状況

	平14	平15	平16	平17	平18
けん銃押収丁数	10	13	4	4	12

表2-24 仕出地別摘発状況の推移

		平14	平15	平16	平17	平18
アジア	フィリピン	3(2)	2(0)		1(1)	1(1)
	タイ			1(1)		
	韓国		1(1)			
	中国		1(1)		1(1)	
	モンゴル			1(1)		
北米	アメリカ		9(6)	2(1)	1(0)	5(1)
欧州	フランス	1(0)				
アフリカ	南アフリカ	1(1)				
合計		5(3)	13(8)	4(3)	3(2)	6(2)

注：（ ）内は、けん銃の仕出地を内数で示す。

## 《けん銃密輸入事件摘発の事例》

### 【事例 2 - 18】稲川会傘下組織組員らによるフィリピンルートけん銃密輸入事件 (1月・警視庁・神奈川)

フィリピンルートによる船舶でのけん銃密輸入に関する情報に基づき、横浜港に着岸したフィリピン船籍の貨物船を監視中、電気製品販売業者に扮した被疑者が同船に車両を横付けしたところ、船員 2 人が下船し隠匿所持していた物品を車両に置いたので職務質問した結果、けん銃11丁等を発見押収し、同人を現行犯逮捕、供述からフィリピン人船員 2 人の他、密輸を指示した被疑者を逮捕した。

### 【事例 2 - 19】アメリカ人英会話塾講師によるけん銃密輸入事件(4月・大阪)

大阪税関から「アメリカから発送された国際宅配貨物にけん銃様の物等がある」旨の通報を受け鑑定したところ、けん銃と判明し、けん銃 1 丁、銃用雷管191個を押収するとともに輸入した米国人英会話塾講師 1 人を逮捕した。

## 5 組織犯罪対策の推進に向けた取組み状況

犯罪組織の壊滅に向けた銃器摘発を推進した結果、けん銃の押収丁数は減少したものの、けん銃事犯に係る検挙人員は増加し、また暴力団構成員等の検挙人員も増加するなど、一定の成果が認められた。また、各都道府県警察のみではなく、他機関(税関、海上保安庁)との緊密な連携が図られ、合同捜査等も積極的に実施した。